

秋田県農地中間管理事業 R8年度様式集 (R8年6月現在)

| 区分 | 様式 | 枝番 | 名 称 | 使用者・提出先 | ページ |
|--------------------------|----------|------------------------|--|------------------|----------------------------------|
| 借受 申込 ・ 貸付 の | 1 | | 貸付希望農用地等の登録申請書 | 出し手→業務委託先 | 1 |
| | 2 | | 貸付希望農用地等の登録抹消願 | 出し手→業務委託先 | 2 |
| | 3 | | 農用地等の借受申込書 | 受け手→業務委託先 | 3 |
| リス ト | 4 | | 貸付希望者情報 | 業務委託先 | 4 |
| | 5 | | 借受希望者情報 | | 5 |
| | 6 | | マッチングリスト | | 6 |
| 促集 進計 画案・ | 7 | 1 | 農用地利用集積等促進計画案一式(出し手) | 業務委託先(出し手)→公社 | (区域外) 7~16 |
| | | 2 | 機構関連事業について (契約期間が15年以上の場合) | 出し手→業務委託先→公社 | (区域内) 17~25 |
| | 8 | | 農用地利用集積等促進計画案一式(受け手) | 業務委託先(受け手)→公社 | (区域外) 26~42 (区域内) 43~62 |
| | 9 | | 農用地利用集積等促進計画案一式(再配分用) | 業務委託先(受け手)→公社 | (区域外) 63~79 (区域内) 80~99 |
| | 10 | | 利用状況改善に係る承諾書 | 出し手→公社 | 100 |
| 解約 関係 | 11 | | 農地賃貸借契約の解約に関する届出(通知) | 業務委託先→公社 | 101~109 |
| | | 1,2 | 【公社借入】 農地法第18条第1項第2号に係る合意書 農地法第18条第6項の規定による通知書 | 出し手→業務委託先→公社 | |
| | | 3,4 | 【公社貸付】 農地法第18条第1項第2号に係る合意書 農地法第18条第6項の規定による通知書 | 受け手→業務委託先→公社 | |
| 賃料 変更 | 12 | 【出し手・受け手】農地賃貸借料の変更について | | | 110~112 |
| | | | 農地賃貸借料の変更に伴う同意願(通知) | 業務委託先→公社 | |
| | | 1 | 農地賃貸借料の変更に伴う同意願 | 出し手・受け手→業務委託先→公社 | |
| | | 2 | 同意書 | 出し手・受け手→業務委託先→公社 | |
| 賃料 変更 | 12 I | 【出し手】農地賃貸借料の変更について | | | 113~115 |
| | | | 農地賃貸借料の変更に伴う同意願(通知) | 業務委託先→公社 | |
| | | 1 | 農地賃貸借料の変更に伴う同意願 | 出し手→業務委託先→公社 | |
| | | 2 | 同意書 | 出し手→業務委託先→公社 | |
| | 12 II | 【受け手】農地賃貸借料の変更について | | | 116~118 |
| | | | 農地賃貸借料の変更に伴う同意願(通知) | 業務委託先→公社 | |
| | | 1 | 農地賃貸借料の変更に伴う同意願 | 受け手→業務委託先→公社 | |
| | | 2 | 同意書 | 受け手→業務委託先→公社 | |

秋田県農地中間管理事業 R8年度様式集 (R8年6月現在)

| 区分 | 様式 | 枝番 | 名 称 | 使用者・提出先 | ページ |
|--------|-----------|-----------------------|---------------------------------------|------------------|--------------------------------------|
| 名義変更 | 13 | 【出し手】名義変更と送金先の変更について | | | 119～126 |
| | | 1,2 | 相続登記完了の場合 | 相続人→業務委託先→公社 | |
| | | 3,4 | 相続登記未了の場合 | 相続人代表→業務委託先→公社 | |
| | | 5,6 | 相続登記完了により相続人変更の場合 | 相続人→業務委託先→公社 | |
| | 14 | 【受け手】名義変更と振替口座の変更について | | | 127～130 |
| 1,2 | 相続による名義変更 | 受け手→業務委託先→公社 | | | |
| 権利移転 | 15 | | 農用地利用集積等促進計画案一式(権利移転用) | 業務委託先(受け手)→公社 | (区域外) 131～147 (区域内) 148～167 |
| その他変更 | 16 | 1 | 【出し手(個人、法人)】 住所・氏名・金融機関口座の変更について | 出し手→業務委託先→公社 | 168～170 |
| | | 2 | 【受け手(個人)】 住所・氏名・金融機関口座の変更について | 受け手→業務委託先→公社 | 171～174 |
| | | 3 | 【受け手(法人)】 所在地・名称・代表者・金融機関口座の変更について | 受け手→業務委託先→公社 | 175～178 |
| | | 4 | 【受け手(法人)】 法人の組織変更について | 受け手→業務委託先→公社 | 179～182 |
| 機構関連事業 | 17 | 1,2 | 契約期間の延長 (H29.9.25以降の契約が対象) | 出し手→業務委託先→公社 | 183～186 |
| | | 3,4 | 農用地利用集積計画の撤回 (H29.9.24以前契約が対象) | 出し手→公社→市町村 | 187～189 |
| 一時転用 | 18 | | 農地一時転用の同意願いについて | 出し手・受け手→業務委託先→公社 | 190～192 |

参 考 様 式

| 区分 | 参考 様式 | 枝番 | 名 称 | 使用者提出先 | ページ |
|----------|----------|----|---|--------------|---------|
| 各種証明 | 1 | 1 | 贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書について | 業務委託先→公社 | 193～194 |
| | | | 特定貸付けを行った旨の証明書 | 出し手→業務委託先→公社 | |
| | | 2 | 相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書について | 業務委託先→公社 | 195～196 |
| | | | 特定貸付けを行った旨の証明書 | 出し手→業務委託先→公社 | |
| | 2 | | 農地中間管理機構が借受けをしない農用地等について(証明願) | 市町村→公社 | 197 |
| 原本 還付 | 3 | | 戸籍関係書類の原本還付について | 出し手→業務委託先→公社 | 198 |
| 促進計画案 | 4 | 1 | 【区域外】 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(依頼) | 市町村→農業委員会 | 199 |
| | | 2 | 【区域外】 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(回答) | 農業委員会→市町村 | 200 |
| | | 3 | 【区域内】 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(依頼) | 市町村→農業委員会 | 201 |
| | | 4 | 【区域内】 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(回答) | 農業委員会→市町村 | 202 |
| | 5 | 1 | 【公社借入】 農用地利用集積等促進計画の策定について(要請) | 農業委員会→公社 | 203 |
| | | 2 | 【公社貸付】 農用地利用集積等促進計画の策定について(要請) | 農業委員会→公社 | 204 |
| | 6 | 1 | 【区域内・農業委員会からの要請の場合】 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の提出について(依頼) | 農業委員会→市町村 | 205 |
| | | 2 | 【区域内・農業委員会からの要請の場合】 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について | 市町村→公社 | 206 |

※各様式の市町村等からの鑑文の公印については、各市町村等の規程に基づき、省略しても構いません

主な改訂内容について (R8年6月現在)

| 区分 | 様式 | 枝番 | 名 称 | 改訂の内容 |
|--------------|----------|----|------------------------|--|
| 借受 申込・貸付の | 1 | | 貸付希望農用地等の登録申請書 | 注意事項2に文言を追加。 (貸付希望農用地等をWEBサイト等に公表する場合がある旨) |
| 解約 関係 | 11 | | 農地賃貸借契約の解約に関する届出(通知) | 文言の修正。 (農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等 促進計画の記載を統一) |
| 賃料 変更 | 12 | | 【出し手・受け手】農地賃貸借料の変更について | |
| | 12 I | | 【出し手】農地賃貸借料の変更について | |
| | 12 II | | 【受け手】農地賃貸借料の変更について | |
| 名義 変更 | 13 | | 【出し手】名義変更と送金先の変更について | |
| その他 変更 | 16 | | 住所・氏名・金融機関口座の変更について | |
| 一時 転用 | 18 | | 農地一時転用の同意願いについて | |

(様式第1号)

貸付希望農用地等の登録申請書

受付番号

電話番号

1234-56-7890

| | | | | | |
|--|-------|---------|----------|-----|-----------|
| 1 貸付希望者 | 氏名 | フリガナ | 郵便番号 | 市町村 | 大字～番地 |
| 9. 注記事項について説明を受けました。 チェック <input checked="" type="checkbox"/> | 秋田 太郎 | アキタ タロウ | 123-4567 | 〇〇市 | 〇〇〇町〇〇字〇〇 |

| 番号 | 農地の所在地 | | | 農地の内容 | | | 賃料要件 | | その他権利関係等 | | | | | | |
|----|--------|-----|-----|-------|-----|----------|------|----------|----------|-----|-----|--------------|-------|-----|-------|
| | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | | 面積 (㎡) | 利用内容 | 最低賃料 (円) | 希望賃料 (円) | 差押等 | 抵当権 | 所有権移転請求権仮登記等 | 賦課金滞納 | 未相続 | 耕作の放棄 |
| | | | | 登記簿 | 現況 | | | | | | | | | | |
| 1 | 〇〇〇 | ●●● | □□□ | ▼▼▼ | ◆◆◆ | 1,203.00 | 水田 | ■ | ◇◇◇ | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 2 | 〇〇〇 | ●●● | □□□ | ▼▼▼ | ◆◆◆ | 2,301.00 | 水田 | ■ | ◇◇◇ | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| 3 | 〇〇〇 | ●●● | □□□ | ▼▼▼ | ◆◆◆ | 345.00 | 水田 | ■ | ◇◇◇ | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 4 | 〇〇〇 | ●●● | □□□ | ▼▼▼ | ◆◆◆ | 236.00 | 水田 | ■ | ◇◇◇ | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 5 | 〇〇〇 | ●●● | □□□ | ▼▼▼ | ◆◆◆ | 3,145.00 | 水田 | ■ | ◇◇◇ | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | 7,230.00 | ㎡ | | | | | | | | |

※借入年数は原則10年以上とします。(機構関連事業については、15年以上が必須です。)
 ※未相続の場合は、相続権の過半を超える法定相続人の同意があれば、40年以内で借入れが可能です。

3 注意事項

- 記入できる農用地等は市街化区域以外の農用地等です(不明の場合は市町村農林担当課へお問い合わせください。)
- 受け手が見つからない場合は事業の活用はできません。また、受け手を探索するために、貸付希望農用地等をWEBサイトに公表する場合があります。
- 筆数が15筆を超える場合は別葉にしてください。
- 農地貸付者には、貸付契約1件につき5,000円(契約初年度のみ)の手数料を負担していただきます。(同一年度内の同一市町村内での契約に係る手数料の上限は5,000円)
- 抵当権が設定されている農地は、受け手の承諾が得られれば借受可能です。
- 地上権、永小作権、質権等(地役権は含まない)が設定されている農地は借受可能ですが、権利者の同意が必要となります。
- 賦課金滞納、差押、所有権移転請求権仮登記のある農地は借受できません。契約手続きまでに解消していただくようお願いします。
- 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

※添付書類：当該農地の詳細が分かるもの(固定資産税台帳課税明細書の写し、農地台帳の写し等)

様式第2号

令和 年 月 日

秋田県農業公社 秋田 裕一 様
 公益社団法人 秋田県農協 理事 菅 裕一 様
 秋田県農協 秋田 裕一 様

(申請者)
 住所 氏名

貸付希望農用地等の登録抹消願

●●● 年 月 日付で「貸付希望農用地等の登録申請書」を提出した農用地等のうち、下記の農地について貸付希望を取り下げますので、登録を抹消願います。

記

| 番号 | 市町村名 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 面積(㎡) |
|----|------|----|---|----|----|-------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |

※添付書類：様式第5号の1「貸付希望農用地等の登録申請書」の写し

農用地等の借受申込書

令和 年 月 日
 申込年月日

(市 町 村 長 名 を 記 載) あて

1 借受希望者

| | |
|---------------------------|--------|
| 氏名 (法人名称) | (フリガナ) |
| 法人代表者 職名・氏名 (法人の場合) | (フリガナ) |
| 住所 (法人所在地) | 〒 |

2 借受希望内容

| | | | |
|-----------|----------------------------|---------------|------|
| 希望農用地 | 市町村名 ●●市 | 地番・筆数 ●●●● | ほか ● |
| 現況地目 田 | 規模(面積) ●●m ² | 借受期間 | ●年 |

(様式第4号)

貸付希望者情報

| NO | 登録年月日 | 契約者の情報 | | | | | 土地の表示 | | | 地目 | | 登記簿面積 (m ²) | 利用 内容 | 10a単価 (円) | 賃借料 (円) |
|----|-------|--------|---------------|------|------|-----|-------|----|---|----|-----|----------------------------|----------|--------------|------------|
| | | 土地所有者 | 契約者(相続人 等) | フリガナ | 郵便番号 | 市町村 | 大字～番地 | 大字 | 字 | 地番 | 登記簿 | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | | | | |

(様式第5号)

借受希望者情報

| NO | 申込年月日 | 借受希望者 | | | | | 借受希望 | | |
|----|-------|---------|------|------|-----|-------|------|----|------|
| | | 氏名または名称 | フリガナ | 郵便番号 | 市町村 | 大字～番地 | 地目 | 面積 | 作物種別 |
| 1 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | |

5

(様式第6号)

マッチングリスト

| NO | 契約者の情報 | | | | | 土地の表示 | | | | | 地目 | 登記簿面積(m ²) | 利用内容 | 10a単価(円) | 賃借料(円) | 契約期間 | | 借受希望者 | | | | | 借受希望 | | | |
|----|--------|-----------|------|------|-----|-------|----|---|----|-----|----|------------------------|------|----------|--------|------|----|-------|---------|------|------|-----|-------|----|----|------|
| | 土地所有者 | 契約者(相続人等) | フリガナ | 郵便番号 | 市町村 | 大字～番地 | 大字 | 字 | 地番 | 登記簿 | | | | | | 現況 | 始期 | 終期 | 氏名または名称 | フリガナ | 郵便番号 | 市町村 | 大字～番地 | 地目 | 面積 | 作物種別 |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

6

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、本計画の公告により設定される。
- (2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者（以下「甲」という。）、利用権の設定を受ける者（公益社団法人 秋田県農業公社 以下「乙」という。）及び乙から権利の設定を受ける者（以下「転借人」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (3) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定めることとする。
- (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (5) 貸賃人の負担

甲は、乙が本計画を実行するにつき必要な諸経費として、1契約あたり5,000円の手数料を負担するものとし、この手数料は乙から甲へ支払われる初回の借賃から差引くことに同意する。ただし、借賃が5,000円に満たない場合は、甲の負担において、乙の指定する口座へ振込むものとする。
- (6) 転賃

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることができる。
- (7) 借賃の減額

ア 利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲、乙及び転借人が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は転借人の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲、乙及び転借人が協議して定める。
- (8) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する利用権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。
- (9) 障害の除去等

甲は、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、利用権の存続期間中においては、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。
- (10) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。
- (11) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。

また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去る義務は乙が負い、取去に要した経費も乙の負担とする。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得る。

また、乙が転借人に対して附属物の設置の同意をする旨の通知を行う場合には、転借人が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを通知するものとする。なお、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、転借人は甲に対して直接当該附属物を取去る義務を負い、乙は甲に対して取去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙及び転借人は取去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。
- (12) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、転借人が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。 9

- (13) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、利用権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
- (14) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (15) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（11）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (16) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (17) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
- (18) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (19) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、転借人及び本計画の認可者が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|----|
| | | | |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分(実負担者) | 備考 |
|---------|------------|----|
| | | |

特記事項（公社借入）

1. 貸賃人の耕作面積（契約前）及び年令

| 区分 | 田 | | 畑 | | 計 | 採草放牧地 | 年 齢（歳） |
|-----|----------------|--|----------------|--|---|-------|--------|
| | m ² | | m ² | | | | |
| 自作地 | | | | | | | |
| 借入地 | | | | | | | |
| 貸付地 | | | | | | | |

※ 既存の貸付地を公社に貸付ける場合は、解約手続きが必要です。

2. 中出理由

| | | | |
|-----------------------|--------------|---------------|-------------|
| () 離農 | () 規模縮小 | () 労働力不足 | () 法人への参加 |
| () 再契約 | [() 期間満了] | () 換地に伴う契約変更 | () その他再契約] |
| () 他契約方法（集積計画等）からの移行 | () その他 () | | |

契約内容及び個人情報の取扱い確認書

1 契約内容について

○中間管理事業について

秋田県農地中間管理機構（秋田県農業公社）は、各筆明細に記載の農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理権を取得します。

当該農地は、同法に基づき耕作者に転貸しますが、転貸先（耕作者）の決定にあたっては、機構に一任となります（事前に所有者の意向を確認した上で、公益社団法人秋田県農業公社 農地中間管理事業規程に定める貸付先決定ルールに基づき、決定します）。

○契約手数料について

契約初年度のみ**1契約あたり5千円**を徴収します。

〔賃借料5千円以上：初回の賃借料から手数料分を差し引いて振り込みます
賃借料5千円未満：納入通知書を発行しますので、入金をお願いします〕

○賃借料の精算について

毎年12月10日（休業日の場合には前営業日）に指定の口座に振り込みます。

○契約内容の変更について

契約内容（名義、住所、電話番号、口座等）に変更が生じた場合は、必ず秋田県農業公社又は、手続きを行った市町村業務委託先（市町村農政主務課、農業委員会、JA等）に御連絡ください。

特に、契約者が死亡した場合、手続きが行われなければ賃借料の振り込みができませんので、御注意ください。

2 個人情報の取扱いについて

秋田県農業公社が取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業及び本事業に関連し、国や県等が実施する各種事業に利用します。

なお、当該事業実施のため、次の関係機関に必要最小限度内において当該個人情報を提供する場合がありますが、提供先の関係機関にも同様の取扱いを求めます。

| | |
|------|---|
| 関係機関 | 国、県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会、農業協同組合中央会、農業会議、農業経営基盤強化資金（スーパーJ資金）等の融資機関、土地改良区 等 |
|------|---|

この「契約内容及び個人情報の取扱い確認書」の記載内容について、同意します。

令和 年 月 日

住所

（自署）氏名

3. 公社借入代金支払明細書

| | | | | |
|------------|---------------|------|---------|--|
| 市町村名 | | | 代金受領の方法 | |
| 公社への貸付け者氏名 | | | | |
| 金融機関名 | 店舗名 | | | |
| 送 | 金融機関コード・店舗コード | | | |
| 金 | 口座の種類 | 口座番号 | | |
| 先 | フリガナ | | | |
| | 口座名義人 | | | |
| 備 | | | | |
| 考 | | | | |

（1）初回の振込額は、公社借入手数料5,000円を差し引いた額となります。また、初回の振込額が5,000円に満たない場合は所有者から公社借入手数料5,000円を振り込んでいただきます。

4. その他権利関係等（1筆でも該当するものがあつたら「有」にして下さい）

| | | | | | |
|-----|------|------------------|-------|------|-------|
| 差押等 | 抵当権等 | 所有権移転請求権 仮登記等 | 賦課金滞納 | 相続未定 | 耕作の放棄 |
| | | | | | |

地域計画を未確定
又は
地域計画の区域外

(公社借入)

農用地利用集積等促進計画のチェックリスト

◆提出書類 ※部数は1契約当たり

| 書類名等 | 部数 | 備考 |
|--|----|---|
| <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画(案) | 3部 | 公社用、認可先用、本人用 ※押印不要 |
| <input type="checkbox"/> 公社借入代金支払明細書 | 1部 | 2部印刷。1部は本人控え。過去に機構と契約し ており同一口座を使用する場合は不要 |
| <input type="checkbox"/> 通帳のコピー | 1部 | どの金融機関でも可。過去に機構と契約しており 同一口座を使用する場合は不要 |
| <input type="checkbox"/> 契約内容及び個人情報取扱の取扱い確認書 | 1部 | 2部印刷。1部は本人控え |
| <input type="checkbox"/> 組合員資格得喪通知書 | 1部 | 土地改良区の受益地は必要 |
| <input type="checkbox"/> 登記事項現在事項証明書 | 1部 | 不動産登記簿謄本 |

◆その他必要書類 ※部数は1契約当たり

1 相続登記未了の場合(相続未登記農地)

| 書類名等 | 部数 | 備考 |
|--|----|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 相続関係説明図 | 1部 | |
| <input type="checkbox"/> 被相続人の戸籍全部事項証明書 | 1部 | 被相続人の出生～死亡までを確認できる戸籍謄 本、改正原戸籍謄本など |
| <input type="checkbox"/> 同意した相続人(同意者)の同意書 | 1部 | 任意様式。実印を押印 |
| <input type="checkbox"/> 契約者、同意者の戸籍全部事項証明書 | 1部 | 相続人の現在の戸籍謄本 |
| <input type="checkbox"/> 同意者の印鑑登録証明書 | 1部 | 契約書類には、実印を使用 |

2 登記現在事項証明書・所有権計画の住所が異なる場合

| 書類名等 | 部数 | 備考 |
|---|----|---|
| <input type="checkbox"/> 契約者・転出入を証明する書類 | 1部 | 住民票、戸籍の附票、戸籍の附票の除票、改正原 戸籍の附票など住所の確認できる書類 |

3 契約年数が15年以上(機構関連事業の受益地)の場合

| 書類名等 | 部数 | 備考 |
|--|----|--------------|
| <input type="checkbox"/> 機構関連事業説明書(様式7号の2) | 1部 | 2部印刷。1部は本人控え |

◆書類提出前の確認事項

- 今回契約する農地は地域計画未確定(又は地域計画の区域外)ですか。**
※ 地域計画の区域内の場合は、「区域内」用の様式を使用してください。
- 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。
- 契約者に対して確認書により、手数料の徴収や契約変更の必要性について説明しましたか。
- 土地改良区賦課金等の負担区分を出し手・受け手に確認し、促進計画に記載しましたか。
- 相続登記未了の場合、戸籍謄本等の必要書類を添付し、相続関係が分かるようになっていますか。
- 登記現在事項証明書と集積計画で所有者住所が異なる場合、戸籍の附票等を添付していますか。
- 契約年数が15年以上(機構関連事業の受益地)の場合、説明書を添付していますか。

上記の内容について、確認しました。

令和 年 月 日
所属 _____
氏名(自署) _____

(様式7号の2)

(農用地等の所有者向け)
※機構が15年以上借り続ける場合
(2部作成、機構・出し手双方保管)

機構関連事業について

○ 機構関連事業について

機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。)は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

○ 機構関連事業の内容について

(機構チェック欄)

- 機構関連事業の対象となる農用地等は、秋田県農地中間管理機構(以下「機構」といいます。)の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものです。
- 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となっており、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備(これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。)・農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業です。
- 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

○ 留意事項について

(機構チェック欄)

- 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に必要な費用の全部)が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り続けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手方に対して必ず行わなければならないこと法律に基づき義務とされています。

なお、本説明をもって、機構関連事業の実施について同意を求めものではありません。

秋田県農地中間管理機構 御中

令和 年 月 日

○説明者
秋田県農地中間管理機構
(業務委託機関)

上記内容について説明を受けました。

○所有者

氏名(自署)

(公社借入)

令和 年 月 日

地域計画の区域内

公益社団法人 秋田県農業公社

理事長 齋藤了様

長

農用地利用集積等促進計画(案)の送付について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案を提出します。なお、計画案に対する農業委員会からの意見は別紙のとおりです。

利用権設定関係

地域計画の区域内

本人用

1. 各筆明細

(令和 年 月 日 公告)

Table with columns for land details, utilization rights, and interest. Includes sub-tables for '土地改良区名(G)' and '年借賃料'.

Table for consent and signature details, including fields for '利用権の設定を受ける者', '住所', and '氏名又は名称'.

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、本計画の公告により設定される。
- (2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者（以下「甲」という。）、利用権の設定を受ける者（公益社団法人 秋田県農業公社 以下「乙」という。）及び乙から権利の設定を受ける者（以下「転借人」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (3) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定めることとする。
- (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (5) 貸賃人の負担

甲は、乙が本計画を実行するにつき必要な諸経費として、1契約あたり5,000円の手数料を負担するものとし、この手数料は乙から甲へ支払われる初回の借賃から差引くことに同意する。ただし、借賃が5,000円に満たない場合は、甲の負担において、乙の指定する口座へ振込むものとする。
- (6) 転賃

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転賃して当該転賃人に使用及び収益させることができる。
- (7) 借賃の減額

ア 利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転賃人から乙に対して農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲、乙及び転賃人が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は転賃人の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲、乙及び転賃人が協議して定める。
- (8) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する利用権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。
- (9) 障害の除去等

甲は、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、利用権の存続期間中においては、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。
- (10) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転賃人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転賃人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転賃人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転賃人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。
- (11) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。

また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去る義務は乙が負い、取去に要した経費も乙の負担とする。

イ 転賃人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得る。

また、乙が転賃人に対して附属物の設置の同意をする旨の通知を行う場合には、転賃人が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを通知するものとする。なお、転賃人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、転賃人は甲に対して直接当該附属物を取去る義務を負い、乙は甲に対して取去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙及び転賃人は取去の義務を負わない。この場合、乙及び転賃人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転賃人は甲に対して償還の請求をすることができる。
- (12) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、転賃人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、転賃人が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転賃人が負担する。

19

- (13) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、利用権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
- (14) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに転賃人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (15) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（11）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (16) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (17) 利用権取得者の責務

乙は、転賃人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
- (18) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (19) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、転賃人及び本計画の認可者が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転賃人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転賃人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|----|
| | | | |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分(実負担者) | 備考 |
|---------|------------|----|
| | | |

特記事項（公社借入）

1. 貸賃人の耕作面積（契約前）及び年令

| 区分 | 田 | | 畑 | | 計 | 採草放牧地 | 年 齢（歳） |
|-----|----------------|--|----------------|--|---|-------|--------|
| | m ² | | m ² | | | | |
| 自作地 | | | | | | | |
| 借入地 | | | | | | | |
| 貸付地 | | | | | | | |

※ 既存の貸付地を公社に貸付ける場合は、解約手続きが必要です。

2. 中出理由

| | | | |
|-----------------------|--------------|---------------|-------------|
| () 離農 | () 規模縮小 | () 労働力不足 | () 法人への参加 |
| () 再契約 | [() 期間満了] | () 換地に伴う契約変更 | () その他再契約] |
| () 他契約方法（集積計画等）からの移行 | () その他 () | | |

契約内容及び個人情報情報の取扱い確認書

1 契約内容について

○中間管理事業について

秋田県農地中間管理機構（秋田県農業公社）は、各筆明細に記載の農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理権を取得します。

当該農地は、同法に基づき耕作者に転貸しますが、転貸先（耕作者）の決定にあたっては、機構に一任となります（事前に所有者の意向を確認した上で、公益社団法人秋田県農業公社 農地中間管理事業規程に定める貸付先決定ルールに基づき、決定します）。

○契約手数料について

契約初年度のみ**1契約あたり5千円**を徴収します。

〔賃借料5千円以上：初回の賃借料から手数料分を差し引いて振り込みます
賃借料5千円未満：納入通知書を発行しますので、入金をお願いします〕

○賃借料の精算について

毎年12月10日（休業日の場合には前営業日）に指定の口座に振り込みます。

○契約内容の変更について

契約内容（名義、住所、電話番号、口座等）に変更が生じた場合は、必ず秋田県農業公社又は、手続きを行った市町村業務委託先（市町村農政主務課、農業委員会、JA等）に御連絡ください。

特に、契約者が死亡した場合、手続きが行われなければ賃借料の振り込みができませんので、御注意ください。

2 個人情報情報の取扱いについて

秋田県農業公社が取得した個人情報、個人情報情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業及び本事業に関連し、国や県等が実施する各種事業に利用します。

なお、当該事業実施のため、次の関係機関に必要最小限度内において当該個人情報を提供する場合がありますが、提供先の関係機関にも同様の取扱いを求めます。

| | |
|------|--|
| 関係機関 | 国、県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業更生協議会、農業協同組合中央会、農業会議、農業経営基盤強化資金（スーパードル資金）等の融資機関、土地改良区 等 |
|------|--|

この「契約内容及び個人情報情報の取扱い確認書」の記載内容について、同意します。

令和 年 月 日

住所

（自署）氏名

3. 公社借入代金支払明細書

| | | | | |
|------------|---------------|------|---------|--|
| 市町村名 | | | 代金受領の方法 | |
| 公社への貸付け者氏名 | | | | |
| 金融機関名 | 店舗名 | | | |
| 送 | 金融機関コード・店舗コード | | | |
| 金 | 口座の種類 | 口座番号 | | |
| 先 | フリガナ | | | |
| | 口座名義人 | | | |
| 備 | | | | |
| 考 | | | | |

（1）初回の振込額は、公社借入手数料5,000円を差し引いた額となります。また、初回の振込額が5,000円に満たない場合は所有者から公社借入手数料5,000円を振り込んでいただきます。

4. その他権利関係等（1筆でも該当するものがあつたら「有」にして下さい）

| | | | | | |
|-----|------|------------------|-------|------|-------|
| 差押等 | 抵当権等 | 所有権移転請求権 仮登記等 | 賦課金滞納 | 相続未定 | 耕作の放棄 |
| | | | | | |

地域計画を未策定
又は
地域計画の区域外

(公社貸付)

令和 0 年 0 月 0 日

(農用地等の所有者向け)
※機構が15年以上借り続ける場合
(2部作成、機構・出し手双方保管)

機構関連事業について

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了 様

- 機構関連事業について
機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいい、(以下「機構」といいます。))は、農地中間管理機構が借り入れしている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めず、に基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

長

農用地利用集積等促進計画(案)の送付について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案を提出します。
なお、計画案に対する農業委員会からの意見は別紙のとおりです。

- 機構関連事業の内容について

(機構チェック欄)

- 機構関連事業の対象となる農用地等は、秋田県農地中間管理機構(以下「機構」といいます。)の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものです。
- 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となつて、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず、に農地区画整備(これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。)、農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業です。
- 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

- 留意事項について

(機構チェック欄)

- 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たつて、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手方に対して必ず行わなければならないこと法律に基づき義務とされています。
なお、本説明をもって、機構関連事業の実施について同意を求めるものではありません。

秋田県農地中間管理機構 御中

令和 年 月 日

○説明者
秋田県農地中間管理機構
(業務委託機関)

上記内容について説明を受けました。

○所有者

氏名(自署)

- (12) 賃貸借又は使用貸借の解除
 甲は、次のいずれかに該当するときは、知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
 ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
 イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないうとき。
 ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
 エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
 オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (13) 賃貸借又は使用貸借の終了
 当該土地が、天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (14) 目的物の返還
 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（10）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (15) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
 甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (16) 権利取得者の責務
 ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
 イ 乙は、甲から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (17) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
 当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (18) その他
 本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び本計画の認可者が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分(実負担者) | 備考 |
|---------|------------|----|
| | | |
| | | |

(様式第8号の2)

貸付に係る確認書

地域計画を未策定 又は 地域計画の区域外

| 借受希望農家情報 | | 借受希望者 | | | |
|---------------------------------|--|-----------|-----|-----------|-----|
| | | 氏名 | | 氏名 | |
| 農地中間管理事業規程による確認事項 (貸付先決定ルール) | | 農業者種別 | | 農業者種別 | |
| | | 認定農業者 | | 認定農業者 | |
| | | 農地所有適格法人 | | 農地所有適格法人 | |
| | | 基本構想水準到達者 | | 基本構想水準到達者 | |
| | | 認定就農者 | | 認定就農者 | |
| | | 地域計画 | 未掲載 | 地域計画 | 未掲載 |
| 確認事項 | 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圖の解消に資するものである。 | | | | |
| | 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものである。 | | | | |
| | 新規参入者である場合は、効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものである。 | | | | |
| | 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものである。 | | | | |
| 順位 | | 1 | | | |

※該当事項に○を記入。

【添付書類】
賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(個人)

本人用

| 整理番号 | 氏名又は名称 | | | 賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農業従事者及び雇用労働力の状況(D) | | 雇用労働力 (年間延べ労働日数) | 賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E) | | 賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F) | | |
|--|---------------------------------------|--------------|-------------------------|-------------------------------------|--------------|---------------------|---|----|----------------------------|----|--|
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) | 賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) | | 賃借権の設定等を受ける者の主たる経営科目(C) | 世帯員 | 農業従事者 | 年間延べ労働日数 | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 | |
| m ² | m ² | | | | | | | | | | |
| 農地 | 農地 | | | | 農業専従者 | 人日 | 乳用牛 | | トラクター | | |
| 採草放牧地 | 採草放牧地 | | | 人 | 主として農業に従事する者 | | 肉用牛 | | 田植機 | | |
| その他 | | | | 農業補助者 | 従として農業に従事する者 | | 繁殖豚 | | コンバイン | | |
| | | | | | | | 肥育豚 | | 乾燥機 | | |
| | | | | | | | 鶏 | | 籾摺機 | | |
| 農作業に従事する者の配置の状況(G) | | | | | | | (G)欄については、(A)及び(B)に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する(複数市町村で配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。) 住所、拠点となる場所等は、市町村名を記載する。 | | | | |
| 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(H) | | | 地域との役割分担の状況 | | | | | | | | |

(農地所有適格法人)

【添付書類】

本人用

| 整理番号 | 農地所有適格法人の名称 | | | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況(C) | | | | 雇用労働力 (年間延日数) | 人日 | | | |
|---|--|----------------|-------------|----------------------------------|------------------|---|----------------------------------|------------------------------------|-----|----|----------|-------|
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) | | 事業の種類 | | | | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況(F) | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況(G) | | | | |
| | m ² | m ² | | 農畜産物名 | 関連事業等の内容 | 左記以外の事業の内容 | | | | | | |
| 農地 | 農地 | | 現在 | 現在 | 現在 | | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 | | |
| 採草放牧地 | 採草放牧地 | | 権利取得後 | 権利取得後 | 権利取得後 | | | | | | 乳用牛 | トラクター |
| その他 | | | | | | | | | | | 肉用牛 | 田植機 |
| | | | | | | | | | | | 繁殖豚 | コンバイン |
| | | | | | | | 肥育豚 | 乾燥機 | | | | |
| | | | | | | | 鶏 | 籾摺機 | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況(D) | | | | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況(E) | | | | | | | | |
| 氏名・名称 | 農業関係者 | 議決権又は株式の数 | | 法人への農地等の権利設定・移転 | | 年間農業従事日数 | | 氏名 | 役職名 | 住所 | 年間農業従事日数 | |
| | | 株主総会 | 種類株主総会 | 権利の種類 | 面積m ² | 前年実績 | 見込み | | | | 前年実績 | 見込み |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 農作業に従事する者の配置の状況(H) | | | | | | | | | | | | |
| 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | (H)欄については、(A)及び(B)に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する(複数市町村で配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。) 住所、拠点となる場所等は、市町村名を記載する。 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 | | | 地域との役割分担の状況 | | | | | | | | | |

【添付書類】

| 整理番号 | 法人の名称 | | 賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D) | 雇用労働力 (年間延日数) | | 人日 |
|-------|----------------------|---|------------------------------|------------------------|-------------------------|----------|
| | 賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) | 賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) | | 賃借権の設定等を受ける法人の飼育状況 (F) | 賃借権の設定等を受ける法人の所有の状況 (G) | |
| 農地 | 農地 | 採草放牧地 | 氏名 | 役職名 | 住所 | 年間農業従事日数 |
| | | | | | | |
| 農地 | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 | | |
| 採草放牧地 | 乳用牛 | | トラクター | | | |
| | 肉用牛 | | 田植機 | | | |
| | 繁殖豚 | | コンバイン | | | |
| | 肥育豚 | | 乾燥機 | | | |
| | 鶏 | | 糞摺機 | | | |
| その他 | | | | | | |

農業に従事する者の配置の状況 (H)

| 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 |
|-----|----|--------------|-----|----|--------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(H) 欄については、(A) 及び (B) に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する (複数市町村で配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。)。住所他、拠点となる場所等は、市町村名を記載する。

| 賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 | 地域との役割分担の状況 |
|---|-------------|
| | |

【別紙様式2】

農地法その他の農業関係法令の遵守状況等 (自己申告書)

1 農地法その他の農業に関する法令
(1) 農地法(昭和27年法律第229号)

| 違反の対象となる規定 | 確認事項 | 違反の有無 |
|------------|--|-------------|
| 第3条 | 農地又は採草放牧地の権利(所有権、賃借権、使用貸借による権利等)を農業委員会の許可なく無断で設定・移動していないか(※) | 有 無 ✓ |
| 第4条 | 農地又は採草放牧地の権利(所有権、賃借権、使用貸借による権利等)を農業委員会の許可なく無断で設定・移動していないか(※) | 有 無 ✓ |
| 第5条 | 農地又は採草放牧地の権利(所有権、賃借権、使用貸借による権利等)を農業委員会の許可なく無断で設定・移動していないか(※) | 有 無 ✓ |
| 第12条 | 耕作していない農地等における病害虫発生や土石堆積に対する市町村長からの措置命令に従っていないか | 有 無 ✓ |
| 第51条 | ・転用許可に付された条件に違反していないか ・無断転用を行行者から転用事業に係る工事を受けた者でないか ・虚偽申請等により農地転用許可を受けた者でないか | 有 無 ✓ |

(2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)

| 違反の対象となる規定 | 確認事項 | 違反の有無 |
|------------|--|-------------|
| 第15条の2 | 農地等の許可なく無断で農用地区域内で開発行為(宅地造成、土石の採取、建築物の新設等)をしていないか(※) | 有 無 ✓ |
| 第15条の3 | ① ①の違反行為に対する県知事等からの中止命令や復旧命令に抵触しないか | 有 無 ✓ |

(3) 種苗法(平成10年法律第83号)

| 違反の対象となる規定 | 確認事項 | 違反の有無 |
|------------|---|-------------|
| 第20条 | 育成者権を持たない者が品種登録を受けている品種を業として使用(種苗生産・販売・譲渡等)していないか | 有 無 ✓ |
| 第25条 | 専利用権を持たない者が品種登録を受けている品種を業として使用していないか。また育成者権者の承諾を得ずに専利用権について質権を設定したり通常利用権を許諾していないか | 有 無 ✓ |

(4) 農業取締法(昭和23年法律第82号)

| 違反の対象となる規定 | 確認事項 | 違反の有無 |
|------------|------------------------------|-------------|
| 第24条 | 容器又は包装に表示のある農業以外の農業を使用していないか | 有 無 ✓ |

| 違反した時期 | 内容 |
|--------|----|
| | |

3. 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

| 該当の有無 | 行為の時期 | 理由 |
|-------|-------|----|
| | | |

農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称 (白署)

(記載要領)

- ・(※)のある項目は例外規定があります。判断に迷う場合は農業委員会又は農地中間管理機構へ照会してください。
- ・1の(1) ①については、偽りその他の不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- ・1の(1) ②及び③については、農地法第3条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
- ・1の(1) 及び3については、申告の目的は虚偽して過去3年分の状況を記載してください。
- なお、1の(1) については、違反状態が是正されたものを除きます。
- ・1の(2)、(3)及び(4)については、申告の目的は虚偽を記載してください。

令和 年 月 日

貯金口座振替依頼書

令和 年 月 日

農業協同組合 御中

| | | | |
|-------------------|----------------|--------|---------------|
| 振替支払先 | 公益社団法人 秋田県農業公社 | 料金等の種類 | 賃借料等 |
| 貯金者 および 契約者 | 〒 | 電話番号 | 金融機関への 届出印 |
| | 住 所 | | |
| | フリガナ | | ○ |
| 氏 名 | | | |

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等を次の口座振替によって支払うこととしますので、下記事項を確約のうえ依頼します。

| | | |
|---------------|---------------------------|-----------|
| 農協名 | 店舗名 | |
| 金融機関コード・店舗コード | | — |
| 指定口座 | 預金種目 | 口座番号 |
| 振替日 | 毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日) | 振替開始 令和 年 |

記

1. 私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
2. 私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に対し不足しないよう必要な措置を講じます。
3. 貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
4. 本取扱いに関して万一紛争が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

| | |
|-------|--|
| 組合使用欄 | |
|-------|--|

貯金口座振替に関する届出書

令和 年 月 日

公益社団法人
秋田県農業公社 御中

| | | | |
|-------------------|----------------|--------|---------------|
| 振替支払先 | 公益社団法人 秋田県農業公社 | 料金等の種類 | 賃借料等 |
| 貯金者 および 契約者 | 〒 | 電話番号 | 金融機関への 届出印 |
| | 住 所 | | |
| | フリガナ | | ○ |
| 氏 名 | | | |

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に対して、次の通り依頼したなお届けします。

| | | |
|---------------|---------------------------|-----------|
| 農協名 | 店舗名 | |
| 金融機関コード・店舗コード | | — |
| 指定口座 | 預金種目 | 口座番号 |
| 振替日 | 毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日) | 振替開始 令和 年 |

| | | |
|------------|--------------|----|
| 秋田県農業公社使用欄 | 確認印 | 備考 |
| 農業協同組合使用欄 | | |
| | 確認日 令和 年 月 日 | |

農用地利用集積等促進計画のチェックリスト

地域計画を未確定
又は
地域計画の区域外

提出書類 ※部数は1契約当たり
書類名等 部数 備考
農用地利用集積等促進計画(案) 3部 公社用、認可先用、本人用 ※押印不要
添付書類 3部 個人用、農地所有適格法人用、農地所有適格法人以外の法人用のいずれか
貸付に係る確認書(様式第8号の2) 1部
承諾書 1部 1筆でも抵当権が設定されていれば必要
貯金口座振替依頼書 1部 2部印刷。1部はJAに提出。過去に機権と契約しており同一口座を使用する場合不要
貯金口座振替に関する届出書 1部 JAの確認印を押し印した上、届出。過去に機権と契約しており同一口座を使用する場合不要
通帳のコピー 1部 金融機関はJAのみ可。過去に機権と契約しており同一口座を使用する場合不要
農地法その他の農業関係法令の遵守状況等(自己申告書) 1部 過去に機権と契約している場合でも、契約ごとに提出が必要。
組合員資格得喪通知書 1部 土地改良区の受益地は必要

◆その他必要書類

法人の場合

書類名等 部数 備考
定款のコピー 1部 過去に機権と契約しており、定款の内容に変更がなければ、添付省略可能。その場合は、各筆明細の備考欄に「定款変更なし」と記入

市町村が促進計画(案)を提出する場合

書類名等 部数 備考
農業委員会へ意見聴取した結果 1部 市町村が計画(案)を提出する場合のみ。農業委員会からの要請による場合は不要。

◆書類提出前の確認事項

- 今回契約する農地は地域計画未確定(又は地域計画の区域外)ですか。
※ 地域計画の区域外の場合は、「区域内」用の様式を使用してください。
□ 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。
□ 契約者に対して、手数料の徴収や賃料精算時期等について説明しましたか。
□ 契約者の住所を農家台帳等から正確に記載しましたか。(×F1⇒○1番地1、1番1号など)
□ 促進計画は、自署をしていますか。法人の場合は社判も可。
□ 土地改良区賦課金等の負担区分を出し手・受け手に確認し、促進計画に記載しましたか。
□ 農業者種別(認定農業者等)等について、漏れなく記載しましたか。
□ 法人の場合、定款は添付していますか。また、添付省略可能か確認しましたか。

上記の内容について、確認しました。

令和 年 月 日 所属 _____ 氏名(印) _____

組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の(全部・一部)について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。
なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 年 月 日
土地改良区 理事長 様
資格喪失者(現資格者)
住所 秋田市山王四丁目1-2
公益社団法人秋田県農業公社
理事長 齋藤了
組合員番号 ()
電話番号 018-893-6223
資格取得者(新資格者)
住所 ()
組合員番号 ()
電話番号 ()
生年月日 年 月 日

記

資格得喪の対象たる土地

Table with columns: 大字, 土地の所在地(字, 地番), 地目, 用途, 地積(m2), 資格得喪原因, 資格得喪時期, 付記

賦課種別 耕作者支払 所有者支払

経営賦課金 →どちらかに「○」を記入
維持管理賦課金 →どちらかに「○」を記入
事業償還賦課金 →どちらかに「○」を記入

決裁欄: 理事長, 副理事長, 担当理事, 事務局長, 係(係員), 関係帳簿更正済印, 賦課システム, 賦課金徴収補助簿

受付印

令和 0 年 0 月 0 日

地域計画の
区域内

公益社団法人 秋田県農業公社

理事長 齋藤 了 様

長

農用地利用集積等促進計画（案）の送付について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案を提出します。
なお、計画案に対する農業委員会からの意見は別紙のとおりです。

利用権設定関係

地域計画の
区域内

本人用

1. 各筆明細

(令和 年 月 日 公告)

| 整理番号 | 利用権の設定を受ける者 (A) (受け手) | | | | 住所 | | 氏名 は名称 | | | | | |
|------------------|--------------------------|----|---------|----------------|--------------|---------------|----------------------------|--------------------------------|--------|-----------|----------------|----|
| | 利用権の設定をする者 (B) (出し手) | | | | 郵便番号 | 電話番号 | | | | | | |
| | | | | | 秋田市山王四丁目1番2号 | | 公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋藤 了 | | | | | |
| | | | | | 010-0951 | 018-893-6223 | | | | | | |
| 利用権を設定する土地 (C) : | | | | 設定する利用権の内容 (D) | | | | 利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (F) | | | 土地改良 区名 (G) | 備考 |
| 所在 | 地目 | | 面積 ㎡ | 利用権 の種類 | 利用 内容 | 借賃 (円/10a) | 借賃 円 | 住所 | 氏名又は名称 | 権原の 種類 | | |
| 大字 | 字 | 地番 | | | | | | | | | 登記簿 | 現況 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 田 | 畑 | 筆 | 筆 | 筆 | 筆 | 筆 | 年借賃料 円 | 初期 | 存続期間(終期) | | |
| | その他 | | 筆 | 筆 | 筆 | 筆 | | | | | | |
| 借賃の支払い方法 | | | | | | | | 毎年11月20日に貸借人の指定口座から引落しする。 | | | | |

| | | | |
|--|----|------|----------------------------|
| この計画に同意する。 | | | |
| 利用権の設定を受ける者 | 住所 | (同上) | 氏名又は名称 (自署) |
| 利用権の設定をする者 | 住所 | (同上) | 公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋藤 了 |
| 利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地 につき所有権その他の使用収益権を有する者 | 住所 | (同上) | 氏名又は名称 (同上) |

2. 共通事項
この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 権利設定
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。
 - (2) 転貸又は譲渡
本計画により賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。
 - (3) 借賃の増減額請求
公益社団法人 秋田県農業公社（以下「甲」という。）に権利の設定をする者（以下「土地所有者」という。）、甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
 - (4) 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、土地所有者、甲及び乙が協議して定める額に改訂する。
 - (5) 賃借人の負担
乙は、甲が本計画を実行するにつき必要とする諸経費として、1契約あたり5,000円の手数料を負担することとし、この手数料は、甲が乙の指定する口座から初回の借賃に加えて引き落としとする。
 - (6) 借賃の延滞金
甲は、乙が借賃を1の各筆明細に定める日までに納入しない場合は、納入期限の翌日から支払いまでの間、年利14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として徴収することができる。
 - (7) 借賃の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (8) 借賃の減額
ア 賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、土地所有者、甲及び乙が協議して定める。
イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、甲又は乙の責めに帰することができない事由による場合は、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて土地所有者、甲及び乙が協議して定める。
 - (9) 修繕及び改良
ア 土地所有者は、甲及び乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 甲は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。
 - (10) 附属物の設置等
ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去する義務は乙が負い、取去に要した経費も乙の負担とする。
イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。なお、乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、甲は土地所有者に対して取去の義務を負わない。
ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は取去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。
 - (11) 租税公課等の負担
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、乙が負担する。
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

45

- (12) 賃借権又は使用貸借の解除
甲は、次のいずれかに該当するときは、知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃借権又は使用貸借を解除することができる。
ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないうとき。
ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (13) 賃借権又は使用貸借の終了
当該土地が、天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃借権又は使用貸借は終了する。
- (14) 目的物の返還
賃借権又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（10）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (15) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (16) 権利取得者の責務
ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、甲から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (17) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (18) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び本計画の認可者が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分(実負担者) | 備 考 |
|---------|------------|-----|
| | | |
| | | |

(様式第8号の2)

貸付に係る確認書

地域計画の区域内

| 借受希望農家情報 | | 借受希望者 | | | |
|--|--|-----------|--------|-----------|--------|
| | | 氏名 | | 氏名 | |
| 農地中間管理事業規程による確認事項 (貸付先決定ルール) | | 農業者種別 | | 農業者種別 | |
| | | 認定農業者 | | 認定農業者 | |
| | | 農地所有適格法人 | | 農地所有適格法人 | |
| | | 基本構想水準到達者 | | 基本構想水準到達者 | |
| | | 認定就農者 | | 認定就農者 | |
| | | 地域計画 | 掲載・未掲載 | 地域計画 | 掲載・未掲載 |
| 確認事項 | 農業を担う者として目標地図に位置付けられた者である。 | | | | |
| 例外規定 (上記の確認事項に該当しない場合、右記のいずれかを満たす必要があります) | 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれる。 | | | | |
| | 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付ける。 | | | | |
| | 農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける(目標地図の達成に支障を生じない場合に限る)。 | | | | |
| 順位 | | 1 | | | |

※該当事項に○を記入

※「確認事項」に該当しない場合は、例外規定のうち、いずれかを満たす必要があります。

【添付書類】

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等(個人)

本人用

| 整理番号 | 氏名又は名称 | 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等(個人) | | | | 農作業従事日数 | 日 | | | | |
|--|--|---------------------------|-------------------------------------|--------------|--------------|---------------------|--|-----|----------------------------|----|--|
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) ㎡ | 賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) ㎡ | 賃借権の設定等を受ける者の主たる経営科目(C) | 賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(D) | | | 雇用労働力 (年間延べ労働日数) | 賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E) | | 賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F) | | |
| | | | 世帯員 | 農業従事者 | | | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 | |
| 農地 | 農地 | | 人 | 農業専従者 | 人 | 人日 | 乳用牛 | | トラクター | | |
| 採草放牧地 | 採草放牧地 | | 人 | 主として農業に従事する者 | 人 | | 肉用牛 | | 田植機 | | |
| その他 | 採草放牧地 | | 人 | 農業補助者 | 人 | | 繁殖豚 | | コバイン | | |
| | | | | | | | 肥育豚 | | 乾燥機 | | |
| | | | | | | 鶏 | | 耙耨機 | | | |
| 農作業に従事する者の配置の状況(G) | | | | | | | (G)欄については、(A)及び(B)に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する(複数市町村で配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。),「住所他、拠点となる場所等」は、市町村名を記載する。 | | | | |
| 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(H) | | | 地域との役割分担の状況 | | | | | | | | |

(個人用)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

| (農地中間管理機構から権利設定等を受ける者) (確認者) | | |
|--|-----------|---|
| 認可要件 (農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項) | 該当状況 (注1) | 判断理由 (注2) |
| 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる | ○ | 賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。 |
| 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる | ○ | 賃借権・使用貸借権の設定を受ける者は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 |

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

(別紙様式2)

農地法その他の農業関係法令の遵守状況等 (自己申告書)

1. 農地法その他の農業に関する法令
(1) 農地法(昭和27年法律第229号)

| 違反の対象となる規定 | 確認事項 | 違反の有無 |
|------------|---|--------|
| ① 第3条 | 農地又は採草放牧地の権利(所有権、賃借権、使用貸借による権利等)を農業委員会の許可なく無断で設定・移動していないか(※) | 有 無 |
| ② 第4条 | 農地又は採草放牧地の権利(所有権、賃借権、使用貸借による権利等)を農業委員会の許可なく無断で設定・移動していないか(※) | 有 無 |
| ③ 第5条 | 農地又は採草放牧地の権利(所有権、賃借権、使用貸借による権利等)を農業委員会の許可なく無断で設定・移動していないか(※) | 有 無 |
| ④ 第42条 | 耕作していない農地等における病害虫発生や土石堆積に対する市町村長からの皆電命令に従わない | 有 無 |
| ⑤ 第51条 | ・転用許可に付された条件に違反していないか ・無断転用を行行者から転用事業に係る工事を受注した者でないか ・虚偽申請等により農地転用許可を受けた者でないか | 有 無 |

(2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)

| 違反の対象となる規定 | 確認事項 | 違反の有無 |
|------------|--|--------|
| ① 第15条の2 | 農知事の許可なく無断で農用地区域内で開発行為(宅地造成、土石の採取、建築物の新設等)をしていないか(※) | 有 無 |
| ② 第15条の3 | ①の違反行為に対する農知事等からの中止命令や復旧命令に応じない | 有 無 |

(3) 種苗法(平成10年法律第83号)

| 違反の対象となる規定 | 確認事項 | 違反の有無 |
|------------|---|--------|
| ① 第20条 | 育成者権を持たない者が品種登録を受けている品種を業として使用(種苗生産・販売・譲渡等)していないか | 有 無 |
| ② 第25条 | 専用利用権を持たない者が品種登録を受けている品種を業として使用していないか。また育成者権者の特許を得ずに専用利用権について買権を設定したり通商利用権を許諾していないか | 有 無 |

(4) 農業取締法(昭和23年法律第82号)

| 違反の対象となる規定 | 確認事項 | 違反の有無 |
|------------|------------------------------|--------|
| 第24条 | 容器又は包装に表示のある農業以外の農業を使用していないか | 有 無 |

2. (1) 「有」がある場合違反した時期及び内容

| 違反した時期 | 内容 | 理由 |
|----------|----|----|
| 令和 年 月 日 | | |

3. 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

(記載要領)

- ・(※)のある項目は例外規定があります。判断に迷う場合は農業委員会又は農地中間管理機構へ照会してください。
- ・1の(1) ①については、偽りその他の不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- ・1の(1) ②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に移す者も含めて記載してください。
- ・1の(1) 及び3については、申告の日から起算して過去3年分の状況を記載してください。なお、1の(1) については、違反状態が是正されたものを除きます。
- ・1の(2)、(3)及び(4)については、申告の日現在の状況を記載してください。

氏名又は名称

(自署)

(農地所有適格法人以外の法人用)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

| (農地中間管理機構から権利設定等を受ける者) | | (確認者) |
|----------------------------|---|--|
| (農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項) | 認可要件 | 判断理由 (注2) |
| 第2号イ | 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる | 賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと見込まれる。 |
| 第3号イ | 権利設定等を受ける者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる | 道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めに従事すると見込まれる。 |
| 第3号ロ | 権利設定等を受ける法人の業務執行役員等のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる | 業務執行役員等が、賃借権・使用貸借権の設定を受ける法人の行う耕作の事業に常時従事すると見込まれる。 |

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

(農地所有適格法人用)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

| (農地中間管理機構から権利設定等を受ける者) | | (確認者) |
|----------------------------|--|--|
| (農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項) | 認可要件 | 判断理由 (注2) |
| 第2号イ | 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる | 賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと見込まれる。 |

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

貯金口座振替依頼書

令和 年 月 日

農業協同組合 御中

| | | | |
|-------------------|----------------|--------|---------------|
| 振替支払先 | 公益社団法人 秋田県農業公社 | 料金等の種類 | 賃借料等 |
| 貯金者 および 契約者 | 〒 | 電話番号 | 金融機関への 届出印 |
| | 住 所 | | |
| | フリガナ | | ○ |
| 氏 名 | | | |

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等を次の口座振替によって支払うこととしますので、下記事項を確約のうえ依頼します。

| | | |
|---------------|---------------------------|------|
| 農協名 | 店舗名 | |
| 金融機関コード・店舗コード | | — |
| 指定口座 | 預金種目 | 口座番号 |
| 振替日 | 毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日) | 振替開始 |
| | | 令和 年 |

記

1. 私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
2. 私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に対し不足しないよう必要な措置を講じます。
3. 貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
4. 本取扱いに関して万一紛争が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

| | |
|-------|--|
| 組合使用欄 | |
|-------|--|

貯金口座振替に関する届出書

令和 年 月 日

公益社団法人
秋田県農業公社 御中

| | | | |
|-------------------|----------------|--------|---------------|
| 振替支払先 | 公益社団法人 秋田県農業公社 | 料金等の種類 | 賃借料等 |
| 貯金者 および 契約者 | 〒 | 電話番号 | 金融機関への 届出印 |
| | 住 所 | | |
| | フリガナ | | ○ |
| 氏 名 | | | |

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に対して、次の通り依頼したのでお届けします。

| | | |
|---------------|---------------------------|------|
| 農協名 | 店舗名 | |
| 金融機関コード・店舗コード | | — |
| 指定口座 | 預金種目 | 口座番号 |
| 振替日 | 毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日) | 振替開始 |
| | | 令和 年 |

| | | |
|------------|-----|----------|
| 秋田県農業公社使用欄 | 確認印 | 備考 |
| 農業協同組合使用欄 | | |
| | 確認日 | 令和 年 月 日 |

農用地利用集積等促進計画のチェックリスト

地域計画の区域内

Table with 4 columns: 提出書類 (Document Type), 部数 (Number of Copies), 備考 (Remarks), and 備考 (Remarks). Rows include items like 農用地利用集積等促進計画 (農) and 農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト.

その他必要書類

Table with 4 columns: 書類名等 (Document Name), 部数 (Number of Copies), 備考 (Remarks), and 備考 (Remarks). Rows include 法人の場合 (In the case of a legal entity) and 市町村が促進計画(案)を提出する場合 (When the city/town/village submits a plan).

農業者委員会からの要請による場合

Table with 4 columns: 書類名等 (Document Name), 部数 (Number of Copies), 備考 (Remarks), and 備考 (Remarks). Rows include 市町村の意見 (Opinion from the city/town/village).

Form for signature and date. Fields include 所属 (Affiliation), 年月日 (Date), and 氏名 (署名) (Name).

組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の(全部・一部)について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第4.3条の規定により通知します。

Form for member qualification acquisition/loss notification. Fields include 令和年月日 (Date), 土地改良区理事長様 (Chairman), 資格喪失者(現資格者)住所 (Residence), 氏名 (Name), 組合員番号 (Member No.), 資格取得者(新資格者)組合員番号 (New Member No.), 氏名 (Name), 組合員番号 (Member No.), 生年月日 (Date of Birth).

記

資格得喪の対象たる土地

Table for land qualification acquisition/loss. Columns: 大字 (Township), 土地の所在地 (Address), 地番 (Parcel No.), 地目 (Land Use), 用途 (Purpose), 地積 (Area), 資格得喪原因 (Reason), 資格得喪時期 (Period), 付記 (Remarks).

賦課種別 耕作者支払 所有者支払

Table for tax types. Rows: 経費賦課金 (Expense Assessment Fee), 維持管理賦課金 (Maintenance Assessment Fee), 事業償還賦課金 (Business Repayment Assessment Fee). Includes checkboxes for recording in various systems.

決裁

Table for decision and signature. Fields include 理事長 (Chairman), 副理事長 (Vice Chairman), 担当理事 (Responsible Director), 事務局長 (Secretary General), 係(係員) (Staff), 関係帳簿更正済印 (Stamp), 賦課金システム (Assessment System), 賦課金徴収補助簿 (Assessment Fee Collection Auxiliary Ledger).

(公社貸付)

令和 0 年 0 月 0 日

地域計画を未策定
又は
地域計画の区域外

公益社団法人 秋田県農業公社

理事長 齋藤 了 様

長

農用地利用集積等促進計画（案）の送付について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農
用地利用集積等促進計画の案を提出します。

なお、計画案に対する農業委員会からの意見は別紙のとおりです。

農用地利用集積等促進計画(再配分)

第1 貸借権又は使用貸借による権利の設定関係

1. 各筆明細

地域計画を未策定
又は
地域計画の区域外

市町村控え用

| 整理番号 | 権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A) | | | | (氏名又は名称) | | (住所) 〒 | | (電話) | | 土地改良区名(D) | 備考 | | | |
|------|---------------------------|---------------|----|-------------|-------------|----|--------|----|---------|------|--------------------|--|----|---------------|---------|
| | 権利を設定する土地 (B) | | | | 設定する権利 (C) | | | | 面積 ㎡ | 種類 | | | 内容 | 借賃 (円/10a) | 借賃 円 |
| | 所在 | | 地目 | | 登記簿 | 現況 | 年借賃料 | 始期 | | | | | | | |
| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | 田 畑 その他 | | 筆 筆 筆 | ㎡ ㎡ ㎡ | | | | 筆 ㎡ | 年借賃料 | 始期 存続期間 (終期) | 借賃の支払方法 毎年11月20日に借入人の指定口座 から引落しする。 | | | |

この計画に同意する。

利用権の設定を受ける者

住所

(同上)

氏名又は名称 (自署)

2. 共通事項
この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 権利設定
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。
- (2) 転貸又は譲渡
本計画により賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。
- (3) 借賃の増減額請求
公益社団法人 秋田県農業公社（以下「甲」という。）に権利の設定をする者（以下「土地所有者」という。）、甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (4) 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、土地所有者、甲及び乙が協議して定める額に改訂する。
- (5) 賃借人の負担
乙は、甲が本計画を実行するにつき必要とする諸経費として、1契約あたり5,000円の手数料を負担することとし、この手数料は、甲が乙の指定する口座から初回の借賃に加えて引き落としとする。
- (6) 借賃の延滞金
甲は、乙が借賃を1の各筆明細に定める日までに納入しない場合は、納入期限の翌日から支払いまでの間、年利14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として徴収することができる。
- (7) 借賃の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (8) 借賃の減額
ア 賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、土地所有者、甲及び乙が協議して定める。
イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、甲又は乙の責めに帰することができない事由による場合は、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて土地所有者、甲及び乙が協議して定める。
- (9) 修繕及び改良
ア 土地所有者は、甲及び乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 甲は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。
- (10) 附属物の設置等
ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去する義務は乙が負い、取去に要した経費も乙の負担とする。
イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。なお、乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、甲は土地所有者に対して取去の義務を負わない。
ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は取去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。
- (11) 租税公課等の負担
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、乙が負担する。
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

65

- (12) 賃借権又は使用貸借の解除
甲は、次のいずれかに該当するときは、知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃借権又は使用貸借を解除することができる。
ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (13) 賃借権又は使用貸借の終了
当該土地が、天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃借権又は使用貸借は終了する。
- (14) 目的物の返還
賃借権又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（10）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (15) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (16) 権利取得者の責務
ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、甲から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (17) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (18) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び本計画の認可者が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分(実負担者) | 備 考 |
|---------|------------|-----|
| | | |
| | | |

貸付に係る確認書

地域計画を未策定 又は 地域計画の区域外

| 借受希望農家情報 | | 借受希望者 | | | |
|---------------------------------|--|-----------|------|----------|--|
| | | 氏名 | | 氏名 | |
| | | 農業者種別 | | 農業者種別 | |
| | | 認定農業者 | | 認定農業者 | |
| | | 農地所有適格法人 | | 農地所有適格法人 | |
| 基本構想水準到達者 | | 基本構想水準到達者 | | | |
| 認定就農者 | | 認定就農者 | | | |
| 地域計画 | | 未掲載 | 地域計画 | 未掲載 | |
| 農地中間管理事業規程による確認事項 (貸付先決定ルール) | | | | | |
| 確認事項 | 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散縮圖の解消に資するものである。 | | | | |
| | 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものである。 | | | | |
| | 新規参入者である場合は、効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものである。 | | | | |
| | 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものである。 | | | | |
| 順位 | | 1 | | | |

※該当事項に○を記入。

【添付書類】

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(個人)

本人用

| 整理番号 | 氏名又は名称 | 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等 | | | | 農作業従事日数 | 日 | | | |
|--|--|-------------------------|-------------------------------------|--------------|---------------------|--|-----|----------------------------|-------|--|
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) ㎡ | 賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) ㎡ | 賃借権の設定等を受ける者の主たる経営科目(C) | 賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(D) | | 雇用労働力 (年間延べ労働日数) | 賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E) | | 賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F) | | |
| | | | 世帯員 | 農業従事者 | | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 | |
| 農地 | 農地 | 人 | 人 | 農業専従者 | 人日 | 乳用牛 | | トラクター | | |
| 採草放牧地 | 採草放牧地 | | | 主として農業に従事する者 | | 人 | 肉用牛 | | 田植機 | |
| その他 | 採草放牧地 | | | 農業補助者 | | 人 | 繁殖豚 | | コンバイン | |
| | | | | 従として農業に従事する者 | | 人 | 肥育豚 | | 乾燥機 | |
| | | | | | | 鶏 | | 耙耨機 | | |
| 農作業に従事する者の配置の状況(G) | | | | | | | | | | |
| 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | (G)欄については、(A)及び(B)に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する(複数市町村で配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。),「住所他、拠点となる場所等」は、市町村名を記載する。 | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(H) | | | 地域との役割分担の状況 | | | | | | | |

貯金口座振替に関する届出書

令和 年 月 日

公益社団法人 秋田県農業公社 御中

Table with fields for remittance details: 振替支払先 (公益社団法人 秋田県農業公社), 料金等の種類 (賃借料等), 住所 (〒, 金融機関への届出印), フリガナ, 氏名

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に対し、次の通り依頼したのでお届けます。

Table with remittance schedule: 農協名 (金融機関コード・店舗コード), 指定口座 (預金種目, 口座番号), 振替日 (毎年 11 月 20 日)

Table for stamp and signature: 確認印 (農業協同組合使用欄), 備考 (確認日, 令和 年 月 日)

農地法その他の農業関係法令の遵守状況等（自己申告書）

1. 農地法その他の農業に関する法令 (1) 農地法(昭和27年法律第229号)

Table for agricultural law compliance: 違反の対象となる規定, 確認事項 (農地又は採草放牧地の権利の所有権, 賃借権, 使用貸借による権利等), 違反の有無

Table for agricultural law compliance: 違反の対象となる規定, 確認事項 (限知事の許可なく無断で農用地区域内で開発行為), 違反の有無

Table for agricultural law compliance: 違反の対象となる規定, 確認事項 (育成者権を持たない者が品種登録を受けている品種を業として使用), 違反の有無

Table for agricultural law compliance: 違反の対象となる規定, 確認事項 (容器又は包装に表示のある農業以外の農業を使用していないか), 違反の有無

Table for agricultural law compliance: 違反の対象となる規定, 確認事項 (過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく), 違反の有無

農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称

(自署)

- (記載要領)
・(※)のある項目は例外規定があります。判断に迷う場合は農業委員会又は農地中間管理機構へ照会してください。
・1の(1)①については、偽りその他の不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
・1の(1)②及び③については、農地法第53条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
・1の(1)及び3については、申告の日から起算して過去3年分の状況を記載してください。なお、1の(1)については、違反状態が是正されたものを除きます。
・1の(2)、(3)及び(4)については、申告の日現在の状況を記載してください。

地域計画の
区域内

令和 0 年 0 月 0 日

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了様

長

農用地利用集積等促進計画（案）の送付について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農
用地利用集積等促進計画の案を提出します。
なお、計画案に対する農業委員会からの意見は別紙のとおりです。

農用地利用集積等促進計画のチェックリスト

地域計画を未決定
又は
地域計画の区域外

◆提出書類 ※部数は1契約当たり

| 書類名等 | 部数 | 備考 |
|---|----|--|
| <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画（案） | 3部 | 公社用、認可先用、本人用 ※押印不要 |
| <input type="checkbox"/> 添付書類 | 3部 | 個人用、農地所有適格法人用、農地所有適格法 人以外の法人用のいずれか |
| <input type="checkbox"/> 貸付に係る確認書（様式第8号の2） | 1部 | |
| <input type="checkbox"/> 承諾書 | 1部 | 1筆でも抵当権が設定されれば必要 |
| <input type="checkbox"/> 貯金口座振替依頼書 | 1部 | 2部印刷。1部はJAに提出。過去に機構と契 約しており同一口座を使用する場合は不要 |
| <input type="checkbox"/> 貯金口座振替に関する届出書 | 1部 | JAの確認印を押印した上、届出。過去に機構 と契約しており同一口座を使用する場合は不要 |
| <input type="checkbox"/> 通帳のコピー | 1部 | 金融機関はJAのみ可。過去に機構と契約して おり同一口座を使用する場合は不要 |
| <input type="checkbox"/> 農地法その他の農業関係法令の遵守状況等 （自己申告書） | 1部 | 過去に機構と契約している場合でも、契約ごと に提出が必要。 |
| <input type="checkbox"/> 組合員資格付農通知書 | 1部 | 土地改良区の受益地は必要 |

◆その他必要書類

法人の場合

| 書類名等 | 部数 | 備考 |
|---------------------------------|----|--|
| <input type="checkbox"/> 定款のコピー | 1部 | 過去に機構と契約しており、定款の内容に変更 がなければ、添付省略可能。その場合は、各筆 明細の備考欄に「定款変更なし」と記入 |

市町村が促進計画（案）を提出する場合

| 書類名等 | 部数 | 備考 |
|---|----|--|
| <input type="checkbox"/> 農業委員会へ意見聴取した結果 | 1部 | 市町村が計画（案）を提出する場合のみ。 農業委員会からの要請による場合は不要。 |

◆書類提出前の確認事項

- 今回契約する農地は地域計画未決定（又は地域計画の区域外）です。
- ※ 地域計画の区域内の場合は、「区域内」用の様式を使用してください。
- 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。
- 契約者に対して、手数料の徴収や賃料精算時期等について説明しましたか。
- 契約者の住所を農家台帳等から正確に記載しましたか。（×I-I ⇒ ○1番地1、1番1号 など）
- 促進計画は、自署をしていますか。法人の場合は社判も可。
- 土地改良区賦課金等の負担区分を出し手・受け手に確認し、促進計画に記載しましたか。
- 農業者種別（認定農業者等）等について、漏れなく記載しましたか。
- 法人の場合、定款は添付していますか。また、添付省略可能か確認しましたか。

上記の内容について、確認しました。

令和 年 月 日 所属 _____
氏名 (印) _____

農用地利用集積等促進計画(再配分)

市町村控え用

地域計画の
区域内

第1 賃借権又は使用貸借による権利の設定関係

1. 各筆明細

| 整理番号 | 権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(A) | | | | (氏名又は名称) | | (住所) 〒 | | (電話) | 権利を設定する土地(B) | 設定する権利(C) | | | | 土地改良区名(D) | 備考 |
|------|--------------------------|----|----|-----|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----------|----------|---------|--|-----------|---------------------------|
| | 所在 | 地目 | 面積 | 種類 | 内容 | 借賃 | 借賃 | | | | | | | | | |
| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | 登記簿 | 現況 | m ² | | | | 借賃 (円/10a) | 円 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 田 | 畑 | 筆 | 筆 | 筆 | m ² | m ² | m ² | 筆 | 年借賃料 | | 始期 | 借賃の支払方法 | | | 毎年11月20日に借借人の指定口座から引落しする。 |
| | その他 | | 筆 | | | m ² | | | m ² | | | 存続期間(終期) | | | | |

この計画に同意する。

利用権の設定を受ける者 _____ 住所 (同上) _____ 氏名又は名称 (自署) _____

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、本計画の公告により設定される。

(2) 転貸又は譲渡

本計画により賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(3) 借賃の増減額請求

公益社団法人 秋田県農業公社(以下「甲」という。)に権利の設定をする者(以下「土地所有者」という。)、甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(4) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、土地所有者、甲及び乙が協議して定める額に改訂する。

(5) 賃借人の負担

乙は、甲が本計画を実行するにつき必要とする諸経費として、1契約あたり5,000円の手数料を負担することとし、この手数料は、甲が乙の指定する口座から初回の借賃に加えて引き落とすものとする。

(6) 借賃の延滞金

甲は、乙が借賃を1の各筆明細に定める日までに納入しない場合は、納入期限の翌日から支払いまでの間、年利14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として徴収することができる。

(7) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(8) 借賃の減額

ア 賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、土地所有者、甲及び乙が協議して定める。
イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、甲又は乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて土地所有者、甲及び乙が協議して定める。

(9) 修繕及び改良

ア 土地所有者は、甲及び乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 甲は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定められたものを除き、民法、土地改良法(昭和24年法律第195号)等の法令に従う。

(10) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。
イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。なお、乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わない。
ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

(11) 租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、乙が負担する。
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

- (12) 賃貸借又は使用貸借の解除
 甲は、次のいずれかに該当するときは、知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
 ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
 イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないうとき。
 ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
 エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
 オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (13) 賃貸借又は使用貸借の終了
 当該土地が、天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (14) 目的物の返還
 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（10）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (15) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
 甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (16) 権利取得者の責務
 ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
 イ 乙は、甲から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (17) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
 当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (18) その他
 本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び本計画の認可者が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分(実負担者) | 備 考 |
|---------|------------|-----|
| | | |
| | | |

(様式第8号の2)

貸付に係る確認書

地域計画の区域内

| 借受希望農家情報 | | 借受希望者 | | | | |
|--|--|-------|-----------|-----------|--------|--|
| | | 氏名 | | 氏名 | | |
| 農地中間管理事業規程による確認事項 (貸付先決定ルール) | | 農業者種別 | | 農業者種別 | | |
| | | | 認定農業者 | 認定農業者 | | |
| | | | 農地所有適格法人 | 農地所有適格法人 | | |
| | | | 基本構想水準到達者 | 基本構想水準到達者 | | |
| | | | 認定就農者 | 認定就農者 | | |
| | | 地域計画 | 掲載・未掲載 | 地域計画 | 掲載・未掲載 | |
| 確認事項 | 農業を担う者として目標地図に位置付けられた者である。 | | | | | |
| 例外規定 (上記の確認事項に該当しない場合、右記のいずれかを満たす必要があります) | 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれる。 | | | | | |
| | 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付ける。 | | | | | |
| | 農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける（目標地図の達成に支障を生じない場合に限り）。 | | | | | |
| 順位 | | | 1 | | | |

※該当事項に○を記入

※「確認事項」に該当しない場合は、例外規定のうち、いずれかを満たす必要があります。

【添付書類】
賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(個人)

本人用

| 整理番号 | 氏名又は名称 | | | | 農作業従事日数 | | 日 | | | | |
|--|--|--------------|-------------------------|-------------------------------------|--------------|---------------------|--|--------------|----------------------------|-----|-------|
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) ㎡ | 賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) ㎡ | | 賃借権の設定等を受ける者の主たる経営科目(C) | 賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(D) | | 雇用労働力 (年間延べ労働日数) | 賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E) | | 賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F) | | |
| | | | 世帯員 | 農業従事者 | | | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 | |
| 農地 | 農地 | | | 農業専従者 | | 人日 | 乳用牛 | | トラクター | | |
| 採草放牧地 | | | 人 | 農業補助者 | 主として農業に従事する者 | | 肉用牛 | | 田植機 | | |
| その他 | 採草放牧地 | | | | | | 人 | 従として農業に従事する者 | 繁殖豚 | | コンバイン |
| | | | | | 肥育豚 | | | | | 乾燥機 | |
| | | | | | | 鶏 | | 糶摺機 | | | |
| 農作業に従事する者の配置の状況(G) | | | | | | | (G)欄については、(A)及び(B)に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する(複数市町村で配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。) 住所他、拠点となる場所等は、市町村名を記載する。 | | | | |
| 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | | 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(H) | | | | 地域との役割分担の状況 | | | | | | | |

85

(農地所有適格法人)

【添付書類】

本人用

| 整理番号 | 農地所有適格法人の名称 | | | | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況(C) | | 雇用労働力 (年間延日数) | | 人日 | | | |
|---|---|--------------|--------|-----------------|------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-----|-----|--|-----|
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) ㎡ | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) ㎡ | | 事業の種類 | | | | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況(F) | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有状況(G) | | | | |
| | | | 農畜産物名 | 関連事業等の内容 | 左記以外の事業の内容 | | | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 | |
| 農地 | 農地 | | 現在 | 現在 | 現在 | | 乳用牛 | トラクター | 田植機 | | | |
| 採草放牧地 | | | 権利取得後 | 権利取得後 | 権利取得後 | | | | | 肉用牛 | コンバイン | |
| その他 | 採草放牧地 | | | | | | | | | 繁殖豚 | 乾燥機 | |
| | | | | | | | | | | 肥育豚 | 糶摺機 | |
| 事業の実施状況及び事業計画(円) | | | | | | | | | | | | |
| | | | 農業 | | 左記以外の事業 | | | | | | | |
| | | | 3年前 | 3年前 | | | | | | | | |
| | | | 2年前 | 2年前 | | | | | | | | |
| | | | 1年前 | 1年前 | | | | | | | | |
| | | | 初年度 | 初年度 | | | | | | | | |
| | | | 2年目 | 2年目 | | | | | | | | |
| | | | 3年目 | 3年目 | | | | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況(D) | | | | | | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況(E) | | | | | | |
| 氏名・名称 | 農業関係者 | 議決権又は株式の数 | | 法人への農地等の権利設定・移転 | | 年間農業従事日数 | | 氏名 | 役職名 | 住所 | 年間農業従事日数 | |
| | | 株主総会 | 種類株主総会 | 権利の種類 | 面積㎡ | 前年実績 | 見込み | | | | 前年実績 | 見込み |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 農作業に従事する者の配置の状況(H) | | | | | | | | | | | (H)欄については、(A)及び(B)に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する(複数市町村で配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。) 住所他、拠点となる場所等は、市町村名を記載する。 | |
| 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | | 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 | | | | 地域との役割分担の状況 | | | | | | | | |

86

【添付書類】

| 整理番号 | 法人の名称 | | 賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況(D) | 雇用労働力(年間延日数) | | 人日 | |
|---|---------------------|--|-----------------------------|-----------------------|------------------------|--|-------|
| | 賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) | 賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) | | 賃借権の設定等を受ける法人の飼育状況(F) | 賃借権の設定等を受ける法人の所有の状況(G) | | |
| 農地 | 農地 | 農地 | 氏名 | 役職名 | 住所 | 年間農業従事日数 | |
| | | | | | | 前年実績 | 見込み |
| 採草放牧地 | 採草放牧地 | 採草放牧地 | | | | 種類 | 数量 |
| その他 | | | | | | 種類 | 数量 |
| | | | | | | 乳用牛 | トラクター |
| | | | | | | 肉用牛 | 田植機 |
| | | | | | | 繁殖豚 | コンバイン |
| | | | | | | 肥育豚 | 乾燥機 |
| | | | | | | 鶏 | 糞摺機 |
| 農作業に従事する者の配置の状況(H) | | | | | | | |
| 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | (H)欄については、(A)及び(B)に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する(複数市町村で配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。)。住所他、拠点となる場所等は、市町村名を記載する。 | |
| | | | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 | | | 地域との役割分担の状況 | | | | |

【別紙様式2】

農地法その他の農業関係法令の遵守状況等(自己申告書)

1 農地法その他の農業に関する法令
(1) 農地法(昭和27年法律第229号)

| 違反の対象となる規定 | 確認事項 | 違反の有無 |
|------------|--|--------|
| 第3条 | 農地又は採草放牧地の権利(所有権、賃借権、使用貸借による権利等)を農業委員会の許可なく無断で設定・移動していないか(※) | 有 無 |
| 第4条 | 農地又は採草放牧地の権利(所有権、賃借権、使用貸借による権利等)を農業委員会の許可なく無断で設定・移動していないか(※) | 有 無 |
| 第5条 | 農地又は採草放牧地の権利(所有権、賃借権、使用貸借による権利等)を農業委員会の許可なく無断で設定・移動していないか(※) | 有 無 |
| 第12条 | 耕作していない農地等における病害虫発生や土石堆積に対する市町村長からの措置命令に従っていないか | 有 無 |
| 第51条 | ・転用許可に付された条件に違反していないか ・無断転用を行行者から転用事業に係る工事を受けた者でないか ・虚偽申請等により農地転用許可を受けた者でないか | 有 無 |

(2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)

| 違反の対象となる規定 | 確認事項 | 違反の有無 |
|------------|--|--------|
| 第15条の2 | 原知事の許可なく無断で農用地区域内で開発行為(宅地造成、土石の採取、建築物の新設等)をしていないか(※) | 有 無 |
| 第15条の3 | ① ①の違反行為に対する原知事等からの中止命令や復旧命令に抵触しないか | 有 無 |

(3) 種苗法(平成10年法律第83号)

| 違反の対象となる規定 | 確認事項 | 違反の有無 |
|------------|---|--------|
| 第20条 | 育成者権を持たない者が品種登録を受けている品種を業として使用(種苗生産・販売・譲渡等)していないか | 有 無 |
| 第25条 | 専利用権を持たない者が品種登録を受けている品種を業として使用していないか。また育成者権者の承諾を得ずに専利用権について質権を設定したり通常利用権を許諾していないか | 有 無 |

(4) 農業取締法(昭和23年法律第82号)

| 違反の対象となる規定 | 確認事項 | 違反の有無 |
|------------|------------------------------|--------|
| 第24条 | 容器又は包装に表示のある農業以外の農業を使用していないか | 有 無 |

| 違反した時期 | 内容 |
|--------|----|
| | |

3. 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

| 該当の有無 | 行為の時期 | 理由 |
|-------|-------|----|
| | | |

農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称 (白署)

- (記載要領)
- ・(※)のある項目は例外規定があります。判断に迷う場合は農業委員会又は農地中間管理機構へ照会してください。
 - ・1の(1) ①については、偽りその他の不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
 - ・1の(1) ②及び③については、農地法第3条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
 - ・1の(1) 及び3については、申告の目的を記載して過去3年分の状況を記載してください。
- なお、1の(1) については、違反状態が是正されたものを除きます。
・1の(2)、(3)及び(4)については、申告の日時点の状況を記載してください。

(農地所有適格法人用)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

| | |
|------------------------|-------|
| (農地中間管理機構から権利設定等を受ける者) | (確認者) |
|------------------------|-------|

上記の者について農地所有適格法人の該当状況

| 認可要件 (農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項) | 該当状況 (注1) | 判断理由 (注2) |
|--|--------------|--|
| 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる | ○ | 賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。 |

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

(個人用)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

| | |
|------------------------|-------|
| (農地中間管理機構から権利設定等を受ける者) | (確認者) |
|------------------------|-------|

| 認可要件 (農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項) | 該当状況 (注1) | 判断理由 (注2) |
|--|--------------|--|
| 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる | ○ | 賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。 |
| 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な耕作業に常時従事すると認められる | ○ | 賃借権・使用貸借権の設定を受ける者は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 |

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

貯金口座振替に関する届出書

令和 年 月 日

公益社団法人
秋田県農業公社 御中

| | | | | |
|-------------------|----------------|---|--------|---------------|
| 振替支払先 | 公益社団法人 秋田県農業公社 | | 料金等の種類 | 賃借料等 |
| 貯金者 および 契約者 | 住所 | 〒 | 電話番号 | 金融機関への 届出印 |
| | フリガナ | | | ○ |
| | 氏名 | | | |

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に
対して、次の通り依頼したのでお届けします。

| | | |
|---------------|---------------------------|------|
| 農協名 | 店舗名 | |
| 金融機関コード・店舗コード | | |
| 指定口座 | 預金種目 | 口座番号 |
| 振替日 | 毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日) | 振替開始 |
| | | 令和 年 |

| | | | |
|------------|-----------|-----|----------|
| 秋田県農業公社使用欄 | 農業協同組合使用欄 | 権認印 | 備考 |
| | | 権認日 | 令和 年 月 日 |

(農地所有適格法人以外の法人用)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

| | | | |
|---|------------------|---|--|
| (農地中間管理機構から権利設定等を受ける者) | | (確認者) | |
| 認可要件 (農地中間管理事業の推進に 関する法律第18条第5項) | 該当 状況 (注1) | 判断理由 (注2) | |
| 第2号イ 権利設定等を受ける者が耕 作又は養畜の事業に供すべ き農用地の全てを効率的に 利用して耕作又は養畜の事 業を行うと認められる | ○ | 賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。 | |
| 第3号イ 権利設定等を受ける者が地 域の農業における他の農業 者との適切な役割分担の下 に継続的かつ安定的に農業 経営を行うと見込まれる | ○ | 道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めに遵守すると見込まれる。 | |
| 第3号ロ 権利設定等を受ける法人の 業務執行役員等のうち1人 以上の者がその法人の行う 耕作又は養畜の事業に常時 従事すると認められる | ○ | 業務執行役員等が、賃借権・使用貸借権の設定を受ける法人の行う耕作の事業に常時従事すると見込まれる。 | |

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

農用地利用集積等促進計画のチェックリスト

地 域 計 画 の 区 域 内

◆提出書類 ※部数は1契約当たり

Table with 4 columns: 書類名等, 部数, 備考. Rows include 農用地利用集積等促進計画(案), 添付書類, 農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト, 貸付に係る確認書(様式第8号の2), 承諾書, 貯金口座振替依頼書, 貯金口座振替に関する届出書, 通帳のコピー, 農地法その他の農業関係法令の遵守状況(自己申告書), 組合員資格取得通知書.

99

(様式第10号)

利用条件改善に係る承諾書

下記農地に係る利用条件改善の実施について承諾します。

1. 利用条件改善を実施する農地

Table with 4 columns: 番号, 市町村, 大字, 字, 農地の所在 (面積, 地目), 面積 (㎡), 地目 (田・畑等).

2. 貸借権の設定期間 令和 年 月 から 令和 年 月 まで

3. 貸借権の設定先 公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋 藤 了

- 4. 利用条件改善の実施に際しての条件 (1) 利用条件改善を実施した農地の原状回復は求めません。 (2) 貸借期間中は農地を戻すように求めません。 (3) 貸借期間中にやむを得ず返還し、転用等を行った場合は、国の補助金返還相当分等を一括して支払います。 (4) 貸借終了後、又は機構から農地が戻って来た場合は、賦課金等の支払を行います。

上記内容を承諾します。

令和 年 月 日 (土地所有者) 住 所 氏 名

◆その他必要書類

法人の場合

Table with 4 columns: 書類名等, 部数, 備考. Rows include 定款のコピー, 市町村が促進計画(案)を提出する場合 (農業委員会へ意見聴取した結果), 農業委員会からの要請による場合 (市町村の意見).

◆書類提出前の確認事項

- ◆ 今回契約する農地は地域計画の区域外ですか。 ※ 地域計画未決定 (又は地域計画の区域外) の場合は、「区域外」用の様式を使用してください。 □ 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。 □ 契約者に対して、手数料の徴収や貸付料率等について説明しましたか。 (X1-1) □ 1番地、1番1号 など) □ 促進計画は、自署をしていますが、法人の場合は社判も可。 □ 土地改良区賦課金等の負担区分を申し手・受け手に確認し、促進計画に記載しましたか。 □ 農業者種別 (認定農業者等) 等について、漏れなく記載しましたか。 □ 法人の場合、定款は添付していただけますか。また、添付有るか確認しましたか。

上記の内容について、確認しました。

令和 年 月 日 所 属 氏 名 (印)

農地法第18条第1項第2号に係る合意書

令和 年 月 日

| | | |
|-----|---------------------------|--------------|
| 当事者 | 氏名(名称) | 現住所 |
| 貸与人 | | |
| 貸借人 | 公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋藤了 | 秋田市山王四丁目1番2号 |

貸与人と貸借人の間で締結している農地賃貸借契約について、下記のとおり当事者合意のうえ解約いたします。

なお、別紙解約農地が、両名の賃貸借契約農地の内の一部位である場合は、この解約に伴い令和2年1月15日付け〇〇市公告の各筆明細から、別紙解約農地を抹消します。

また、本合意書は後日の証のため2通作成し、貸主および借主がそれぞれ1通ずつ保持します。

貸与人 住 所
氏 名
(印 番)

貸借人 住 所 秋田市山王四丁目1番2号
氏 名 公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了

- 1 合意解約する土地の所在、地番、地目及び面積
別紙農地明細のとおり
- 2 賃貸借契約の内容
別紙集積計画書(写)のとおり
- 3 賃貸借の合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日
- 4 賃貸借の合意による解約をした日 令和 年 月 日
- 5 土地の引渡し時期 令和 年 月 日
- 6 その他参考となるべき事項

様式第111号 (受託機関→公社 1部)

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 齋藤了 様

農地賃貸借契約の解約に関する届け出について (通知)

貴公社と農地賃貸借契約を締結している者から、別紙のとおり契約を解約したい旨の届け出がありましたので、手続きについてよろしくお願ひします。

農地法第18条第1項第2号に係る合意書

令和 年 月 日

| | | |
|-----|---------------------------|--------------|
| 当事者 | 氏名(名称) | 現住所 |
| 貸貸人 | 公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋藤了 | 秋田市山王四丁目1番2号 |
| 転借人 | | |

貸貸人と貸借人の中で締結している農地賃貸借契約について、下記のとおり当事者合意のうえ解約いたします。

なお、別紙解約農地が、両名の賃貸借契約農地の内の一部である場合は、この解約に伴い令和6年2月27日付け〇〇市公告の各筆明細から、別紙解約農地を抹消します。

また、本合意書は後日の証のため2通作成し、貸主および借主がそれぞれ1通ずつ保持します。

貸貸人 住 所 秋田市山王四丁目1番2号
氏 名 公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了

転借人 住 所
氏 名
(旧番)

1 合意解約する土地の所在、地番、地目及び面積
別紙農地明細のとおり

2 賃貸借契約の内容
別紙配分計画(写)のとおり

3 賃貸借の合意解約の合意が成立した日

令和 年 月 日

4 賃貸借の合意による解約をした日

令和 年 月 日

5 土地の引渡し時期

令和 年 月 日

6 その他参考となるべき事項

農地法第18条第6項の規定による通知書

令和 年 月 日

〇〇市 農業委員会会長 様

通知者(貸貸人)
住 所

氏 名
(旧番)

通知者(貸借人)
住 所 秋田市山王四丁目1番2号

氏 名 公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了

下記土地について賃貸借の合意解約をしたので、農地法第18条第6項および同法施行規則第68条の3の規定により通知します。

103

| | | | |
|---|---------------------|---------------------------|--------------|
| 1 | 賃貸借の当事者の氏名(名称)および住所 | 氏名(名称) | 現住所 |
| | 貸貸人 | | |
| | 貸借人 | 公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋藤了 | 秋田市山王四丁目1番2号 |

2 土地の所在、地番、地目及び面積
別紙合意書(写)のとおり

3 賃貸借契約の内容
別紙集積計画書(写)のとおり

4 農地法第18条第1項ただし書きに該当する事由の詳細
農地法第18条第1項第2号に該当

5 賃貸借の解約の申入れ、合意解約または更新拒絶の通知をした日
賃貸借の解約の申入れをした日 令和 年 月 日
賃貸借の更新拒絶の通知をした日 令和 年 月 日
賃貸借の合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日
賃貸借の合意による解約をした日 令和 年 月 日

6 土地の引渡し時期

令和 年 月 日

7 その他参考となるべき事項

様式第1 2号の2 (出し手・受け手→公社 4部)

同意書

令和2年3月4日付け公告により設定された利用権に関する事項について
次のとおり変更することに同意します。

- 1 土地の所在、地番、地目、面積 (別紙のとおり)
- 2 上記1に係る土地賃貸借料を0円から0円に変更する。
- 3 変更の効力発生年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

(出し手)
住所

氏名
(自署)

住所 秋田市山王四丁目1番2号
公益社団法人秋田県農業公社
理事長 齋藤了

(受け手)
住所

氏名
(自署)

様式第1 2号の1 (出し手・受け手→公社 1部)

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 齋藤了様

(出し手)
住所

氏名
(自署)

(受け手)
住所

氏名
(自署)

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて (依頼)

三

令和2年3月4日付け公告により設定された利用権に関する事項について、下記の理由によりその賃貸借料を変更したく申出しますので、同意くださるようお願いいたします。

記

- | | | | | | |
|---|----------------|---------------|---|---------------|---|
| 1 | 賃貸借料 (10a ; | 変更前 (10a ; | 円 | 変更後 (10a ; | 円 |
| 2 | 変更の理由 | 0 | | | |
| 3 | 土地の表示 | 別紙のとおり | | | |

様式第12号の1 (出し手) へ公社 1部)

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 齋藤了 様

(出し手)
住所

氏名
(自署)

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて (依頼)

令和2年3月4日付け公告により設定された利用権に関する事項について
下記の理由によりその賃貸借料を変更したく申出しますので同意くださるよ
うお願いいたします。

記

- | | | | | | |
|---|-------|----------------|---|----------------|---|
| 1 | 賃貸借料 | 変更前 (10 a : | 円 | 変更後 (10 a : | 円 |
| 2 | 変更の理由 | 0 | | | |
| 3 | 土地の表示 | 別紙のとおり | | | |

様式第12号 (受託機関) へ公社 1部)

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 齋藤了 様

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて (通知)

貴公社と農地賃貸借契約を締結している出し手 から、別紙のとおり農地賃貸借
料を変更したい旨の同意願いがありましたので、手続きについてよろしくお願ひし
ます。

様式第12号 (受託機関→公社 1部)

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 齋藤了 様

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて (通知)

貴公社と農地賃貸借契約を締結している受け手 から、別紙のとおり農地賃貸借料を変更したい旨の同意願いがありましたので、手続きについてよろしくお願ひします。

様式第12号の2 (出し手→公社 3部)

同意書

令和2年3月4日付け公告により設定された利用権に関する事項について、次のとおり変更することに同意します。

- 1 土地の所在、地番、地目、面積 (別紙のとおり)
- 2 上記1に係る土地賃貸借料を0円から0円に変更する。
- 3 変更の効力発生年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

115

(出し手)
住所

氏名
(姓 名)

住所 秋田市山王四丁目1番2号
公益社団法人秋田県農業公社
氏名 理事長 齋藤了

116

同意書

令和2年3月4日付け公告により設定された利用権に関する事項について、次のとおり変更することに同意します。

- 1 土地の所在、地番、地目、面積 (別紙のとおり)
- 2 上記1に係る土地賃貸借料を0円から0円に変更する。
- 3 変更の効力発生年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住所 秋田市山王四丁目1番2号
 公益社団法人秋田県農業公社
 理事長 齋藤了

(受け手)
 住所
 氏名 (自署)

公益社団法人秋田県農業公社
 理事長 齋藤了

(受け手)
 住所
 氏名 (自署)

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて (依頼)

令和2年3月4日付け公告により設定された利用権に関する事項について、下記の理由によりその賃貸借料を変更したく申出しますので、同意くださるようお願いいたします。

記

- 1 賃貸借料 変更前 円 変更後 円
 (10a) 円 (10a) 円
- 2 変更の理由 0
- 3 土地の表示 別紙のとおり

様式第13号の2 (相続人→公社 1部)

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了様

住所
氏名
(印)
電話番号
生年月日

土地賃貸契約の名義変更と送金先の変更について (依頼)

令和2年3月4日付けで貴公社と△△ △△との間で10年間の賃貸契約を締結していましたが、本人は令和6年7月8日に死亡しました。

つきましては、相続人である私が契約の残存期間を契約時と同様の条件で承継しますので、今後の賃貸料は別紙の送金先へお振込みください。

様式第13号の1 (受託機関→公社 1部)

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了様

土地賃貸契約の名義変更と送金先の変更について (通知)

貴公社と農地賃貸契約を締結している△△ △△が死亡したため、相続人○○○○よりその権利を承継したい旨の依頼がありましたので、手続きについてよろしくお願いたします。

様式第13号の4 (法定相続人代表→公社 1部)

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了様

住所
続柄 () 氏名
(目録)
電話

土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について (依頼)

令和2年3月4日付けで貴公社と△△ △△との間で10年間の貸借契約を締結してまいりましたが、本人は令和6年7月8日に死亡しました。
つきましては、法定相続人代表である私が契約の残り期間を契約時と同様の条件で承継しますので、今後の賃貸料は別紙の送金先へお振込みください。
なお、下記のとおり他の法定相続人も同意しております。

被相続人：亡 △△ △△

住所
続柄 () 氏名
(目録) 印

住所
続柄 () 氏名
(目録) 印

住所
続柄 () 氏名
(目録) 印

様式第13号の3 (受託機関→公社 1部)

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了様

土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について (通知)

貴公社と農地貸借契約を締結している△△ △△が死亡したため、法定相続人(代表 〇〇 〇〇)よりその権利を承継したい旨の依頼がありましたので、手続きについてよろしくお願ひします。

「公社借入：年払い用」

公社借入代金支払明細書

公益社団法人秋田県農業公社 宛

| | | | |
|-------|---------------|------|--------|
| 市町村名 | | | |
| 金融機関名 | 0 | 店舗名 | 0 |
| 口座の種類 | | 口座番号 | 000000 |
| 送金先 | 金融機関コード・店舗コード | | 000-00 |
| フリガナ | | | |
| 口座名義人 | 〇〇 〇〇 | | |
| 備考 | | | |

- 1 通帳の写しを添付してください。(送金先が明確にわかるもの)
- 2 フリガナは必ず記入して下さい。(記入がない場合、送金が遅れることがあります。)
- 3 「本人受領」です。(代理受領は成年後見人等に限りません。)

様式第13号の5 (受託機関→公社 1部)

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤 了 様

土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について (通知)

貴公社と法定相続人代表 〇〇 〇〇との間で締結している農地貸借契約について、相続人 □□ □よりその権利を承継したい旨の依頼がありましたので、手続きについてよろしくお願ひします。

公社借入代金支払明細書

様式第13号の6（相続人→公社 1部）

公益社団法人秋田県農業公社 宛

| | | | |
|-------|---------------|------|--------|
| 市町村名 | | | |
| 金融機関名 | 店舗名 | 0 | |
| | 口座の種類 | 口座番号 | 000000 |
| 送金先 | 金融機関コード・店舗コード | | 000-00 |
| | フリガナ | | |
| 口座名義人 | □□ □ | | |
| 備考 | | | |

- 1 通帳の写しを添付してください。（送金先が明確にわかるもの）
- 2 フリガナは必ず記入して下さい。（記入がない場合、送金が遅れることがあります。）
- 3 「本人受領」です。（代理受領は成年後見人等に限りません。）

公益社団法人 秋田県農業公社
 理事長 齋藤了様
（現契約者） 住所
（種契約者） 氏名
（印 番） 住所
（印 番） 氏名
 電話
 生年月日

土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について（依頼）

令和2年3月4日付けで貴公社と法定相続人代表 ○○ ○○との間で10年間の貸借契約を締結していましたが、今般当該農地の相続登記が完了し、相続人 □□ □が所有権を取得しました。
 つきましては、相続人である私が契約の残存期間を契約時と同様の条件で承継しますので、今後の賃貸料は別紙の送金先へお振込みください。

様式第14号の2（相続人→公社 1部）

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了様

住所
氏名
(印)
電話
生年月日

土地貸借契約の名義変更と振替口座の変更について（依頼）

令和2年3月4日付けで貴公社と〇〇〇〇との間で10年間の貸借契約を締結していましたが、本人は令和6年7月8日に死亡しました。
つきましては、親族である私が農業経営を承継するので届出します。
また、契約の残存期間についても契約時と同様の条件で承継します。今後の賃借料の振替口座は別紙のとおりです。
なお、このことについては、他の法定相続人も同意しております。

様式第14号の1（受託機関→公社 1部）

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了様

土地貸借契約の名義変更と振替口座の変更について（通知）

貴公社と農地貸借契約を締結している〇〇〇〇〇〇が死亡したため、相続人
△△△よりその権利を承継したい旨の依頼がありましたので、手続きについて
よろしくお願いたします。

貯金口座振替に関する届出書

公益社団法人
秋田県農業公社 宛

| | | | |
|-------------------|----------------|--------|---------------|
| 振替支払先 | 公益社団法人 秋田県農業公社 | 料金等の種類 | 賃借料等 |
| 貯金者 および 契約者 | 〒 0 | 電話番号 | 0 |
| | 住所 | 0 | 金融機関への 届出印 |
| | フリガナ | 0 | ○ |
| 氏名 | △△ △△ | | |

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に
対して、次の通り依頼したなお届けします。

| | | | |
|---------------|---------------------------|----------|--------|
| 農協名 | 農協 | 店舗名 | 0 |
| 金融機関コード・店舗コード | | 000 - 00 | |
| 指定口座 | 預金種目 | 0 | 口座番号 |
| 振替口 | 毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日) | 振替開始 | 令和 0 年 |

| | | |
|----------------|-----|----------|
| 秋田県農業公社 使用欄 | 確認印 | 備考 |
| 農業協同組合 使用欄 | 確認口 | 令和 年 月 日 |

貯金口座振替依頼書

0 農業協同組合 御中

| | | | |
|-------------------|----------------|--------|---------------|
| 振替支払先 | 公益社団法人 秋田県農業公社 | 料金等の種類 | 賃借料等 |
| 貯金者 および 契約者 | 〒 0 | 電話番号 | 0 |
| | 住所 | 0 | 金融機関への 届出印 |
| | フリガナ | 0 | ○ |
| 氏名 | △△ △△ | | |

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等を次の口座振替によって支
払うこととしたいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

| | | | |
|---------------|---------------------------|----------|--------|
| 農協名 | 農協 | 店舗名 | 0 |
| 金融機関コード・店舗コード | | 000 - 00 | |
| 指定口座 | 預金種目 | 0 | 口座番号 |
| 振替口 | 毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日) | 振替開始 | 令和 0 年 |

記

1. 私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法
で支払ってください。
2. 私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に対し不足しないよう必要な措置を講じます。
3. 貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議あ
りません。
4. 本取扱に関して万一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

| |
|-------|
| 組合使用欄 |
|-------|

2. 共通事項
この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 権利設定
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。
 - (2) 転貸又は譲渡
本計画により賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。
 - (3) 借賃の増減額請求
公益社団法人 秋田県農業公社（以下「甲」という。）に権利の設定をする者（以下「土地所有者」という。）は、甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
 - (4) 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、土地所有者、甲及び乙が協議して定める額に改訂する。
 - (5) 借賃の延滞金
甲は、乙が借賃を1の各筆明細に定める日までに納入しない場合は、納入期限の翌日から支払いまでの間、年利14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として徴収することができる。
 - (6) 借賃の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (7) 借賃の減額
ア 賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、土地所有者、甲及び乙が協議して定める。
イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、甲又は乙の責めに帰することができない事由による場合は、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて土地所有者、甲及び乙が協議して定める。
 - (8) 修繕及び改良
ア 土地所有者は、甲及び乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 甲は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。
 - (9) 附属物の設置等
ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去る義務は乙が負い、取去に要した経費も乙の負担とする。
イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。なお、乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去る義務を負い、甲は土地所有者に対して取去の義務を負わない。
ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取去れないことに同意しているときに限り、甲及び乙は取去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。
 - (10) 租税公課等の負担
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、乙が負担する。
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。
- (11) 賃借権又は使用貸借の解除
甲は、次のいずれかに該当するときは、知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃借権又は使用貸借を解除することができる。
ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
 - (12) 賃借権又は使用貸借の終了
当該土地が、天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃借権又は使用貸借は終了する。
 - (13) 目的物の返還
賃借権又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（9）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
 - (14) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
 - (15) 権利取得者の責務
ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、甲から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
 - (16) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
 - (17) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び本計画の認可者が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分(実負担者) | 備 考 |
|---------|------------|-----|
| | | |
| | | |

| 借受希望農家情報 | | 借受希望者 | | | |
|---------------------------------|--|-----------|-----|----------|--|
| | | 氏名 | | 氏名 | |
| | | 農業者種別 | | 農業者種別 | |
| | | 認定農業者 | | 認定農業者 | |
| | | 農地所有適格法人 | | 農地所有適格法人 | |
| 基本構想水準到達者 | | 基本構想水準到達者 | | | |
| 認定就農者 | | 認定就農者 | | | |
| 地域計画 | 未掲載 | 地域計画 | 未掲載 | | |
| 農地中間管理事業規程による確認事項 (貸付先決定ルール) | 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散縮圖の解消に資するものである。 | | | | |
| | 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものである。 | | | | |
| | 新規参入者である場合は、効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものである。 | | | | |
| | 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものである。 | | | | |
| 確認事項 | | 順位 | | | |
| | | 1 | | | |

※該当事項に○を記入。

【添付書類】

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(個人)

本人用

| 整理番号 | 氏名又は名称 | 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等 | | | | 農作業従事日数 | 日 | | | | |
|--|--|-------------------------|-------------------------------------|--------------|--------------|---------------------|--|----|----------------------------|----|--|
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) ㎡ | 賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) ㎡ | 賃借権の設定等を受ける者の主たる経営科目(C) | 賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(D) | | | 雇用労働力 (年間延べ労働日数) | 賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E) | | 賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F) | | |
| | | | 世帯員 | 農業従事者 | | | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 | |
| 農地 | 農地 | | 人 | 農業専従者 | 人 | 人日 | 乳用牛 | | トラクター | | |
| 採草放牧地 | 採草放牧地 | 人 | 農業補助者 | 主として農業に従事する者 | 人 | | 肉用牛 | | 田植機 | | |
| その他 | 採草放牧地 | | 農業補助者 | 従として農業に従事する者 | 人 | | 繁殖豚 | | コバイン | | |
| | | | | | | | 肥育豚 | | 乾燥機 | | |
| | | | | | | | 鶏 | | 刈摺機 | | |
| 農作業に従事する者の配置の状況(G) | | | | | | | (G)欄については、(A)及び(B)に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する(複数市町村で配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。),「住所他、拠点となる場所等」は、市町村名を記載する。 | | | | |
| 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(H) | | | 地域との役割分担の状況 | | | | | | | | |

貯金口座振替に関する届出書

令和 年 月 日

公益社団法人 秋田県農業公社 御中

Table with fields for remittance details: 振替支払先 (公益社団法人 秋田県農業公社), 料金等の種類 (賃借料等), 住所 (〒, 金融機関への届出印), フリガナ, 氏名

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いの申し、農業協同組合に対し、次の通り依頼したのでお届けます。

Table with remittance schedule: 農協名 (金融機関コード・店舗コード), 指定口座 (預金種目, 口座番号), 振替日 (毎年 11 月 20 日)

Table for stamp and signature: 確認印 (農業協同組合使用欄), 備考 (確認日, 令和 年 月 日)

農地法その他の農業関係法令の遵守状況等（自己申告書）

1. 農地法その他の農業に関する法令 (1) 農地法(昭和27年法律第229号)

Table for agricultural law compliance: 違反の対象となる規定, 確認事項 (農地又は採草放牧地の権利(所有権、賃借権、使用貸借による権利等)を農業委員会の許可なく無断で設定・移動していないか(※)), 違反の有無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)

Table for agricultural development law compliance: 違反の対象となる規定, 確認事項 (限知事の許可なく無断で農用地区域内で開発行為(宅地造成、土石の採取、建築物の新設等)をしていないか(※)), 違反の有無

(3) 種苗法(平成10年法律第83号)

Table for seed law compliance: 違反の対象となる規定, 確認事項 (育成者権を持たない者が品種登録を受けている品種を業として使用(種苗生産・販売・譲渡等)していないか), 違反の有無

(4) 農業取締法(昭和23年法律第82号)

Table for agricultural control law compliance: 違反の対象となる規定, 確認事項 (容器又は包装に表示のある農業以外の農業を使用していないか), 違反の有無

Table for violation details: 違反した時期, 内容, 理由

3. 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養蚕の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

氏名又は名称 (自署)

- (記載要領) ・(※)のある項目は例外規定があります。判断に迷う場合は農業委員会又は農地中間管理機構へ照会してください。 ・1の(1) ①については、偽りその他の不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。 ・1の(1) ②及び③については、農地法第53条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。 ・1の(1)及び3については、申告の日から起算して過去3年分の状況を記載してください。 なお、1の(1)については、違反状態が是正されたものを除きます。 ・1の(2)、(3)及び(4)については、申告の日現在の状況を記載してください。

地域計画の
区域内

令和 0 年 0 月 0 日

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤 了 様

長

農用地利用集積等促進計画（案）の送付について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農
用地利用集積等促進計画の案を提出します。

なお、計画案に対する農業委員会からの意見は別紙のとおりです。

農用地利用集積等促進計画のチェックリスト

地域計画を未決定
又は
地域計画の区域外

◆提出書類 ※部数は1契約当たり

| 書類名等 | 部数 | 備考 |
|---|----|---|
| <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画（案） | 3部 | 公社用、認可先用、本人用 ※押印不要 |
| <input type="checkbox"/> 添付書類 | 3部 | 個人用、農地所有適格法人用、農地所有適格法 人以外の法人用のいずれか |
| <input type="checkbox"/> 貸付に係る確認書（様式第8号の2） | 1部 | |
| <input type="checkbox"/> 承諾書 | 1部 | 1筆でも抵当権が設定されれば必要 |
| <input type="checkbox"/> 貯金口座振替依頼書 | 1部 | 2部印刷。1部はJAに提出。過去に機構と契 約しており同一口座を使用する場合不要 |
| <input type="checkbox"/> 貯金口座振替に関する届出書 | 1部 | JAの確認印を押印した上、届出。過去に機構 と契約しており同一口座を使用する場合不要 |
| <input type="checkbox"/> 通帳のコピー | 1部 | 金融機関はJAのみ可。過去に機構と契約して おり同一口座を使用する場合不要 |
| <input type="checkbox"/> 農地法その他の農業関係法令の遵守状況等 （自己申告書） | 1部 | 過去に機構と契約している場合でも、契約ごと に提出が必要。 |
| <input type="checkbox"/> 組合員資格待農通知書 | 1部 | 土地改良区の受益地は必要 |

◆その他必要書類

法人の場合

| 書類名等 | 部数 | 備考 |
|---------------------------------|----|--|
| <input type="checkbox"/> 定款のコピー | 1部 | 過去に機構と契約しており、定款の内容に変更 がなければ、添付省略可能。その場合は、各筆 明細の備考欄に「定款変更なし」と記入 |

市町村が促進計画（案）を提出する場合

| 書類名等 | 部数 | 備考 |
|---|----|--|
| <input type="checkbox"/> 農業委員会へ意見聴取した結果 | 1部 | 市町村が計画（案）を提出する場合のみ。 農業委員会からの要請による場合は不要。 |

◆書類提出前の確認事項

- 今回契約する農地は地域計画未決定（又は地域計画の区域外）ですか。
※ 地域計画の区域内の場合は、「区域内」用の様式を使用してください。
- 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。
- 契約者に対して、手数料の徴収や賃料精算時期等について説明しましたか。
- 契約者の住所を農家台帳等から正確に記載しましたか。（×1-1 ⇒ ○1番地1、1番1号 など）
- 促進計画は、自署をしていますか。法人の場合は社判も可。
- 土地改良区賦課金等の負担区分を出し手・受け手に確認し、促進計画に記載しましたか。
- 農業者種別（認定農業者等）等について、漏れなく記載しましたか。
- 法人の場合、定款は添付していますか。また、添付省略可能か確認しましたか。

上記の内容について、確認しました。

令和 年 月 日 所属 _____
氏名 (印) _____

1. 各筆明細

| 整理番号 | 権利の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所(A) | | | | 権利の移転する者の氏名又は名称及び住所(B) | | | | 土地改良区名(E) | 備考 | 現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者(F) | |
|---|--------------------------|---|----|-----------|------------------------|----|----|---------------|-----------|-----------------------------|-----------------------------|----|
| | 氏名又は名称 | | | | 氏名又は名称 | | | | | | 氏名又は名称 | 住所 |
| 権利を移転する土地(C) | | | | 移転する権利(D) | | | | | | | | |
| 所在 | | | 地目 | | 面積 ㎡ | 種類 | 内容 | 借賃 (円/10a) | 借賃 円 | | | |
| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | 登記簿 | | | | | | 現況 | 氏名又は名称 | 住所 |
| 合計 | 田 | 畑 | 筆 | ㎡ | | | 筆 | 年借賃料 | 移転の時期 | 借賃の支払方法 | | |
| | 其他 | 筆 | 筆 | ㎡ | | | 筆 | 残存期間 (終期) | | 毎年11月20日に賃借人の押印は所 から引渡す。 | | |
| この計画に同意する。 権利の設定を受ける者 住所 (同上) 氏名又は名称 (自署) _____ 権利の移転をする者 住所 (同上) 氏名又は名称 (自署) _____ | | | | | | | | | | | | |

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、本計画の公告により設定される。

(2) 転貸又は譲渡

本計画により賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(3) 借賃の増減額請求

公益社団法人 秋田県農業公社(以下「甲」という。)に権利の設定をする者(以下「土地所有者」という。)、甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(4) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、土地所有者、甲及び乙が協議して定める額に改訂する。

(5) 借賃の延滞金

甲は、乙が借賃を1の各筆明細に定める日までに納入しない場合は、納入期限の翌日から支払いまでの間、年利14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として徴収することができる。

(6) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(7) 借賃の減額

ア 賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、土地所有者、甲及び乙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、甲又は乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて土地所有者、甲及び乙が協議して定める。

(8) 修繕及び改良

ア 土地所有者は、甲及び乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 甲は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法(昭和24年法律第195号)等の法令に従う。

(9) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。

イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。なお、乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

(10) 租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、乙が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

- (11) 賃貸借又は使用貸借の解除
 甲は、次のいずれかに該当するときは、知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
 ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
 イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないうとき。
 ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
 エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
 オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (12) 賃貸借又は使用貸借の終了
 当該土地が、天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (13) 目的物の返還
 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（9）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (14) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
 甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (15) 権利取得者の責務
 ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
 イ 乙は、甲から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (16) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
 当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (17) その他
 本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び本計画の認可者が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分(実負担者) | 備 考 |
|---------|------------|-----|
| | | |
| | | |

(様式第8号の2)

貸付に係る確認書

地域計画の区域内

| 借受希望農家情報 | | 借受希望者 | | | | |
|--|--|-------|-----------|-----------|--------|--|
| | | 氏名 | | 氏名 | | |
| 農地中間管理事業規程による確認事項 (貸付先決定ルール) | | 農業者種別 | | 農業者種別 | | |
| | | | 認定農業者 | 認定農業者 | | |
| | | | 農地所有適格法人 | 農地所有適格法人 | | |
| | | | 基本構想水準到達者 | 基本構想水準到達者 | | |
| | | | 認定就農者 | 認定就農者 | | |
| | | 地域計画 | 掲載・未掲載 | 地域計画 | 掲載・未掲載 | |
| 確認事項 | 農業を担う者として目標地図に位置付けられた者である。 | | | | | |
| 例外規定 (上記の確認事項に該当しない場合、右記のいずれかを満たす必要があります) | 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれる。 | | | | | |
| | 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付ける。 | | | | | |
| | 農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける（目標地図の達成に支障を生じない場合に限り）。 | | | | | |
| 順位 | | | 1 | | | |

※該当事項に○を記入

※「確認事項」に該当しない場合は、例外規定のうち、いずれかを満たす必要があります。

【添付書類】
賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(個人)

本人用

| 整理番号 | 氏名又は名称 | | | 賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農業従事者及び雇用労働力の状況(D) | | 雇用労働力 (年間延べ労働日数) | 賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E) | | 賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F) | | |
|--|--|--------------|-------|-------------------------------------|----|---------------------|---|----|----------------------------|--|--|
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) ㎡ | 賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) ㎡ | | | 賃借権の設定等を受ける者の主たる経営科目(C) | | 年間延べ労働日数 | 賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E) | | 賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F) | | |
| | 世帯員 | | 農業従事者 | | 種類 | | 数量 | 種類 | 数量 | | |
| 農地 | 農地 | | | 農業専従者 | | 人日 | 乳用牛 | | トラクター | | |
| 採草放牧地 | 採草放牧地 | | | 主として農業に従事する者 | | | 肉用牛 | | 田植機 | | |
| その他 | 採草放牧地 | | | 農業補助者 | | | 繁殖豚 | | コンバイン | | |
| | | | | 従として農業に従事する者 | | | 肥育豚 | | 乾燥機 | | |
| 農作業に従事する者の配置の状況(G) | | | | | | | (G)欄については、(A)及び(B)に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する(複数市町村で配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。) 住所、拠点となる場所等は、市町村名を記載する。 | | | | |
| 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | | 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(H) | | | | 地域との役割分担の状況 | | | | | | | |

(農地所有適格法人)

【添付書類】

本人用

| 整理番号 | 農地所有適格法人の名称 | | | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況(C) | | | | 雇用労働力 (年間延日数) | 人日 | | | |
|---|---|--------------|----------|----------------------------------|------------|--------------|-------|----------------------------------|---|---|----------|-----|
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) ㎡ | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) ㎡ | | | 事業の種類 | | | | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況(F) | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有状況(G) | | | |
| | 農畜産物名 | | 関連事業等の内容 | | 左記以外の事業の内容 | | | | | | | |
| 農地 | 農地 | | | 現在 | 現在 | 現在 | 権利取得後 | 種類 数量 種類 数量 | 乳用牛 トラクター 肉用牛 田植機 繁殖豚 コンバイン 肥育豚 乾燥機 鶏 籾摺機 | | | |
| 採草放牧地 | 採草放牧地 | | | 権利取得後 | 権利取得後 | 権利取得後 | | | | | | |
| その他 | 採草放牧地 | | | 事業の実施状況及び事業計画(円) | | | | | | | | |
| | | | | 農業 | | 左記以外の事業 | | | | | | |
| | | | | 3年前 | 3年前 | | | | | | | |
| | | | | 2年前 | 2年前 | | | | | | | |
| | | | | 1年前 | 1年前 | | | | | | | |
| | | | | 初年度 | 初年度 | | | | | | | |
| | | | | 2年目 | 2年目 | | | | | | | |
| | | | | 3年目 | 3年目 | | | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況(D) | | | | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況(E) | | | | | | | | |
| 氏名・名称 | 農業関係者 | 議決権又は株式の数 | | 法人への農地等の権利設定・移転 | | 年間農業従事日数 | | 氏名 | 役職名 | 住所 | 年間農業従事日数 | |
| | | 株主総会 | 種類株主総会 | 権利の種類 | 面積㎡ | 前年実績 | 見込み | | | | 前年実績 | 見込み |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 農作業に従事する者の配置の状況(H) | | | | | | | | | | (H)欄については、(A)及び(B)に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する(複数市町村で配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。) 住所、拠点となる場所等は、市町村名を記載する。 | | |
| 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | | 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 | | | | 地域との役割分担の状況 | | | | | | | | |

【添付書類】

| 整理番号 | 法人の名称 | | 賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D) | 雇用労働力 (年間延日数) | | 人日 | | | |
|-------|----------------------|---|------------------------------|------------------------|-------------------------|----------|------|-------|----|
| | 賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) | 賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) | | 賃借権の設定等を受ける法人の飼育状況 (F) | 賃借権の設定等を受ける法人の所有の状況 (G) | | | | |
| 農地 | 農地 | 農地 | 氏名 | 役職名 | 住所 | 年間農業従事日数 | | | |
| | | | | | | | 前年実績 | 見込み | |
| 農地 | 農地 | 農地 | | | | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 |
| 採草放牧地 | 採草放牧地 | 採草放牧地 | | | | 乳用牛 | | トラクター | |
| | | | | | | 肉用牛 | | 田植機 | |
| | | | | | | 繁殖豚 | | コンバイン | |
| | | | | | | 肥育豚 | | 乾燥機 | |
| | | | | | | 鶏 | | 糶摺機 | |
| その他 | その他 | その他 | | | | | | | |

農業に従事する者の配置の状況 (H)

| 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 | 市町村 | 氏名 | 住所他、拠点となる場所等 |
|-----|----|--------------|-----|----|--------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(H) 欄については、(A) 及び (B) に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する (複数市町村で配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。)。住所他、拠点となる場所等は、市町村名を記載する。

| 賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 | 地域との役割分担の状況 |
|---|-------------|
| | |

【別紙様式2】

農地法その他の農業関係法令の遵守状況等 (自己申告書)

1 農地法その他の農業に関する法令
(1) 農地法(昭和27年法律第229号)

| 違反の対象となる規定 | 確認事項 | 違反の有無 |
|------------|--|-------------|
| 第3条 | 農地又は採草放牧地の権利(所有権、賃借権、使用貸借による権利等)を農業委員会の許可なく無断で設定・移動していないか(※) | 有 無 ✓ |
| 第4条 | 農地又は採草放牧地の権利(所有権、賃借権、使用貸借による権利等)を農業委員会の許可なく無断で設定・移動していないか(※) | 有 無 ✓ |
| 第5条 | 農地又は採草放牧地の権利(所有権、賃借権、使用貸借による権利等)を農業委員会の許可なく無断で設定・移動していないか(※) | 有 無 ✓ |
| 第12条 | 耕作していない農地等における病害虫発生や土石堆積に対する市町村長からの措置命令に従わないか | 有 無 ✓ |
| 第51条 | ・転用許可に付された条件に違反していないか ・無断転用を行行者から転用事業に係る工事を受けた者でないか ・虚偽申請等により農地転用許可を受けた者でないか | 有 無 ✓ |

(2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)

| 違反の対象となる規定 | 確認事項 | 違反の有無 |
|------------|--|-------------|
| 第15条の2 | 農地等の許可なく無断で農用地区域内で開発行為(宅地造成、土石の採取、建築物の新設等)をしていないか(※) | 有 無 ✓ |
| 第15条の3 | ① ①の違反行為に対する告知事項等からの中止命令や復旧命令に反しないか | 有 無 ✓ |

(3) 種苗法(平成10年法律第83号)

| 違反の対象となる規定 | 確認事項 | 違反の有無 |
|------------|--|-------------|
| 第20条 | 育成者権を持たない者が品種登録を受けている品種を業として使用(種苗生産・販売・譲渡等)していないか | 有 無 ✓ |
| 第25条 | 専利用権を持たない者が品種登録を受けている品種を業として使用していないか。また育成者権者の承諾を得ずに専利用権について賃借権を設定したり通常利用権を許諾していないか | 有 無 ✓ |

(4) 農業取締法(昭和23年法律第82号)

| 違反の対象となる規定 | 確認事項 | 違反の有無 |
|------------|------------------------------|-------------|
| 第24条 | 容器又は包装に表示のある農業以外の農業を使用していないか | 有 無 ✓ |

| 違反した時期 | 内容 |
|--------|----|
| | |

3. 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

| 該当の有無 | 行為の時期 | 理由 |
|-------|-------|----|
| | | |

農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称 (白署)

(記載要領)

- ・(※)のある項目は例外規定があります。判断に迷う場合は農業委員会又は農地中間管理機構へ照会してください。
 - ・1の(1) ①については、偽りその他不正の手続きにより、許可を受けた者も含めて記載してください。
 - ・1の(1) ②及び③については、農地法第3条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
 - ・1の(1) 及び3については、申告の目的は記録して過去3年分の状況を記録してください。
- なお、1の(1) については、違反状態が是正されたものを除きます。
・1の(2)、(3)及び(4)については、申告の日時点の状況を記録してください。

(農地所有適格法人用)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

| | |
|------------------------|-------|
| (農地中間管理機構から権利設定等を受ける者) | (確認者) |
|------------------------|-------|

上記の者について農地所有適格法人の該当状況

| 認可要件 (農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項) | 該当状況 (注1) | 判断理由 (注2) |
|--|--------------|--|
| 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる | ○ | 賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。 |

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

(個人用)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

| | |
|------------------------|-------|
| (農地中間管理機構から権利設定等を受ける者) | (確認者) |
|------------------------|-------|

| 認可要件 (農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項) | 該当状況 (注1) | 判断理由 (注2) |
|--|--------------|--|
| 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる | ○ | 賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。 |
| 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる | ○ | 賃借権・使用貸借権の設定を受ける者は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 |

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

貯金口座振替に関する届出書

令和 年 月 日

公益社団法人
秋田県農業公社 御中

| | | | | |
|-------------------|----------------|---|--------|---------------|
| 振替支払先 | 公益社団法人 秋田県農業公社 | | 料金等の種類 | 賃借料等 |
| 貯金者 および 契約者 | 住所 | 〒 | 電話番号 | 金融機関への 届出印 |
| | フリガナ | | | ○ |
| | 氏名 | | | |

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に
対して、次の通り依頼したのでお届けします。

| | | |
|---------------|---------------------------|-----------|
| 農協名 | 店舗名 | |
| 金融機関コード・店舗コード | | |
| 指定口座 | 預金種目 | 口座番号 |
| 振替日 | 毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日) | 振替開始 令和 年 |

| | | | |
|------------|-----------|--------------|----|
| 秋田県農業公社使用欄 | 農業協同組合使用欄 | 権認印 | 備考 |
| | | 権認日 令和 年 月 日 | |

(農地所有適格法人以外の法人用)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

| | | | |
|--|------------------|---|--|
| (農地中間管理機構から権利設定等を受ける者) | | (確認者) | |
| 認可要件 (農地中間管理事業の推進に 関する法律第18条第5項) | 該当 状況 (注1) | 判断理由 (注2) | |
| 第2号イ 権利設定等を受ける者が耕 作又は養畜の事業に供すべ き農用地の全てを効率的に 利用して耕作又は養畜の事 業を行うと認められる | ○ | 賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。 | |
| 第3号イ 権利設定等を受ける者が地域 の農業における他の農業 者との適切な役割分担の下 に継続かつ安定的に農業 経営を行うと見込まれる | ○ | 道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めに遵守すると見込まれる。 | |
| 第3号ロ 権利設定等を受ける法人の 業務執行役員等のうち1人 以上の者がその法人の行う 耕作又は養畜の事業に常時 従事すると認められる | ○ | 業務執行役員等が、賃借権・使用貸借権の設定を受ける法人の行う耕作の事業に常時従事すると見込まれる。 | |

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

農用地利用集積等促進計画のチェックリスト

地域計画の区域域内

◆提出書類 ※部数は1契約当たり

Table with 4 columns: 書類名等, 部数, 備考, 備考. Rows include 農用地利用集積等促進計画(案), 添付書類, 農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト, 貸付に係る確認書(様式第8号の2), 承諾書, 貯金口座振替依頼書, 貯金口座振替に関する届出書, 通帳のコピー, 農業者その他の農業関係法令の遵守状況(自己申告書), 組合員資格取得通知書.

◆その他必要書類

法人の場合

Table with 4 columns: 書類名等, 部数, 備考, 備考. Rows include 定款のコピー, 市町村が促進計画(案)を提出する場合, 農業委員会へ意見聴取した結果, 農業委員会からの要請による場合, 市町村の意見.

◆書類提出前の確認事項

- 今回契約する農地は地域計画の区域域内ですか。
※ 地域計画未決定(又は地域計画の区域域外)の場合は、「区域外」用の様式を使用してください。
契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。
契約者に対して、手数料の徴収や貸付料率等について説明しましたか。
(×)1 → ○(番地、1番1号 など)
促進計画は、自署をしていますが、法人の場合は社判も可。
土地改良区協議会等の負担区分を申し手・受け手に確認し、促進計画に記載しましたか。
農業者種別(認定農業者等)等について、漏れなく記載しましたか。
法人の場合、定款は添付していただけますか。また、添付が不可能か確認しましたか。

上記の内容について、確認しました。

令和 年 月 日 所属 _____
氏名 (印) _____

様式第16号の1 (受託機関→公社)

事 務 連 絡

公益社団法人秋田県農業公社
農地管理部農地集積課 御中

住所・氏名・金融機関口座の変更について

貴公社と農地貸借契約を締結している者から、別添のとおり住所・氏名・金融機関口座を変更したい旨の届け出が提出されたので、手続きについてよろしくお願いたします。

公社借入代金支払明細書

| | | |
|---------------|----------|------|
| 市町村名 | | 〇〇市 |
| 金融機関名 | 〇〇農協 | 〇〇支店 |
| 金融機関コード・店舗コード | 1234-567 | |
| 口座の種類 | 普通 | |
| 口座番号 | 1234567 | |
| フリガナ | | |
| 口座名義人 | 中間 太郎 | |
| 備考 | | |

◎1 通帳の写しを添付してください。(送金先が明確にわかるもの)

◎2 記入の際は、フリガナは必ず記入して下さい。
(記入がない場合、送金が遅れることがあります。)

◎3 「本人受領」です。(代理受領は成年後見人等に限りません。)

様式第16号の1 (出し手→公社)

公益社団法人秋田県農業公社
農地管理部農地集積課 御中

(貸借人) 住 所

氏 名
(自 署)
(電話番号 - - -)

住所・氏名・金融機関口座の変更について

令和2年3月4日付け公告により設定された利用権の住所・氏名・金融機関口座を
変更したいので、次の書類を添えて申し出ます。

添付書類

1. 住所変更 住民票
(変更前の住所が記載されているもの)
2. 氏名変更 戸籍抄本
3. 金融機関口座の変更 ①公社借入代金支払明細書
②貯金通帳の写し

※ 従前の住所・氏名

| | |
|----|------------------|
| 住所 | △△市△△字△△1 2 3 番地 |
| 氏名 | 秋田 太郎 |

様式第16号の2 (受け手 (個人) → 公社)

公益社団法人秋田県農業公社
農地管理部農地集積課 御中

(転借人) 住所

氏名
(白 罫)
(電話番号 - - -)

住所・氏名・金融機関口座の変更について

令和2年3月4日付け公告により設定された利用権の氏名・金融機関口座を変更し

たいので、次の書類を添えて申し出ます。

添付書類

1. 氏名変更 戸籍抄本
2. 金融機関口座の変更 ①貯金口座振替に関する届出書
②貯金口座振替依頼書
③貯金通帳の写し

※ 従前の住所・氏名

| | |
|----|------------------|
| 住所 | △△市△△字△△1 2 3 番地 |
| 氏名 | 秋田 太郎 |

様式第16号の2 (受託機関→公社)

公益社団法人秋田県農業公社
農地管理部農地集積課 御中

住所・氏名・金融機関口座の変更について

貴公社と農地賃貸借契約を締結している者から、別添のとおり住所・氏名・金融機関口座を変更したい旨の届け出が提出されたので、手続きについてよろしくお願

いします。

貯金口座振替依頼書

〇〇 農業協同組合 御中

| | | | |
|-------|----------------|--------|-----------|
| 振替支払先 | 公益社団法人 秋田県農業公社 | 料金等の種類 | 賃借料等 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 | 金融機関への届出印 |
| フリガナ | 中間 太郎 | | (届出印) |
| 氏名 | | | |

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等を次の口座振替によって支払うこととしたいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

| | | | |
|---------------|---------------------------|------|---------|
| 農協名 | 〇〇農協 | 店舗名 | 〇〇支店 |
| 金融機関コード・店舗コード | 1234-567 | | |
| 指定口座 | 預金種目 | 口座番号 | 1234567 |
| 振替日 | 毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日) | 振替開始 | 令和 8 年 |

記

1. 私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
2. 私は振替口座に指定口座の残高が、請求金額に対し不足しないよう必要な措置を講じます。
3. 貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
4. 本取扱いに関して万一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

| | |
|-------|--|
| 組合使用欄 | |
|-------|--|

貯金口座振替に関する届出書

公益社団法人 秋田県農業公社 御中

| | | | |
|-------|----------------|--------|-----------|
| 振替支払先 | 公益社団法人 秋田県農業公社 | 料金等の種類 | 賃借料等 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 | 金融機関への届出印 |
| フリガナ | 中間 太郎 | | (届出印) |
| 氏名 | | | |

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に対して、次の通り依頼したのでお届けします。

| | | | |
|---------------|---------------------------|------|---------|
| 農協名 | 〇〇農協 | 店舗名 | 〇〇支店 |
| 金融機関コード・店舗コード | 1234-567 | | |
| 指定口座 | 預金種目 | 口座番号 | 1234567 |
| 振替日 | 毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日) | 振替開始 | 令和 8 年 |

| | | | |
|------------|-----------|-------|----------|
| 秋田県農業公社使用欄 | 農業協同組合使用欄 | 確認印 | 備考 |
| | | (届出印) | |
| | | 確認日 | 令和 年 月 日 |

様式第16号の3 (受け手(法人)→公社)

公益社団法人秋田県農業公社
農地管理部農地集積課 御中

公益社団法人秋田県農業公社
農地管理部農地集積課 御中

(転借人)所在地
△△市△△字△△123番地

名 称 農事組合法人〇〇
代表取締役 中間 太郎
(電話番号 - -)

所在地・名称・代表者・金融機関口座の変更について

令和2年3月4日付け公告等により設定された利用権の所在地・名称・代表者・金

融機関口座を変更したいので、次の書類を添えて申し出ます。

添付書類

1. 所在地変更
法人登記全部事項証明書
2. 名称変更
法人登記全部事項証明書
3. 代表者変更
法人登記全部事項証明書
(農事組合法人の場合、総会議事録の写し又は印鑑証明書)
4. 金融機関口座の変更
①貯金口座振替に関する届出書
②貯金口座振替依頼書
③貯金通帳の写し

※ 従前の所在地・名称・代表者(職、氏名)

| | |
|-----|---------------|
| 所在地 | △△市△△字△△456番地 |
| 名 称 | 農事組合法人□□ファーム |
| 代表者 | 代表取締役 秋田 次郎 |

貴公社と農地賃貸借契約を締結している者から、別添のとおり所在地・名称・代表者・金融機関口座を変更したい旨の届け出が提出されたので、手続きについてよろしく願います。

貯金口座振替依頼書

〇〇 農業協同組合 御中

| | | | |
|-------------------|----------------|---------------|---------------|
| 振替支払先 | 公益社団法人 秋田県農業公社 | 料金等の種類 | 貸借料等 |
| 貯金者 および 契約者 | 〒 | 電話番号 | 金融機関への 届出印 |
| | 住所 | △△市△△字△△123番地 | |
| | フリガナ | 農事組合法人〇〇 | |
| 氏名 | (届出印) | | |

私は、上記の振替支払先から請求された借料等を次の口座振替によって支払うこと
 としたので、下記事項を確約のうえ依頼します。

| | | | |
|------------------------|---------------------------|------|---------|
| 農協名 | 〇〇農協 | 店舗名 | 〇〇支店 |
| 金融機関コード・店舗コード 1234-567 | | | |
| 指定口座 | 預金種目 | 口座番号 | 1234567 |
| 振替口 | 毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日) | 振替開始 | 令和 8 年 |

記

1. 私が支払うべき借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
2. 私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に不足しないよう必要な措置を講じます。
3. 貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
4. 本取敢に関して万一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

| | |
|-------|--|
| 組合使用欄 | |
|-------|--|

貯金口座振替に関する届出書

公益社団法人
 秋田県農業公社 御中

| | | | |
|-------------------|----------------|---------------|---------------|
| 振替支払先 | 公益社団法人 秋田県農業公社 | 料金等の種類 | 貸借料等 |
| 貯金者 および 契約者 | 〒 | 電話番号 | 金融機関への 届出印 |
| | 住所 | △△市△△字△△123番地 | |
| | フリガナ | 農事組合法人〇〇 | |
| 氏名 | (届出印) | | |

私は、上記の振替支払先から請求された借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に
 対して、次の通り依頼したのでお届けします。

| | | | |
|------------------------|---------------------------|------|---------|
| 農協名 | 〇〇農協 | 店舗名 | 〇〇支店 |
| 金融機関コード・店舗コード 1234-567 | | | |
| 指定口座 | 預金種目 | 口座番号 | 1234567 |
| 振替口 | 毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日) | 振替開始 | 令和 8 年 |

| | | |
|------------|-------|----------|
| 秋田県農業公社使用欄 | 確認印 | 備考 |
| (農協確認印) | (届出印) | 令和 年 月 日 |
| | | 確認日 |

様式第16号の4（受け手(法人)→公社)
(農事組合法人から株式会社への変更手続き)

令和5年12月4日

公益社団法人秋田県農業公社
農地管理部 御中

(借入)所在地 〒010-0000
秋田市山王四丁目1-2

名称 株式会社秋田ファーム
代表取締役 水田 太郎
(電話番号 018 - 893 - 6223)

組織の変更について

令和3年12月25日付け公告等により利用権の設定を受けた者の名称を変更した
いので、次の書類を添えて申し上げます。

添付書類

法人登記全部事項証明書
総会議事録

※ 従前の名称

| | |
|----|--------------|
| 名称 | 農事組合法人秋田ファーム |
|----|--------------|

様式第16号の4（受託機関→公社）
(農事組合法人から株式会社への変更手続き)

事務連絡
令和5年12月5日

公益社団法人秋田県農業公社
農地管理部 御中

●●市農業再生協議会長 △△ △△

組織の変更について

貴公社と農地賃貸借契約を締結している者から、別添のとおり組織を変更したい
旨の届け出が提出されたので、手続きについてよろしくお願いたします。

(農地所有適格法人以外の法人用)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

| (農地中間管理機構から権利設定等を受ける者) | | (確認者) |
|----------------------------|---|---|
| (農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項) | 認可要件 | 判断理由 (注2) |
| 第2号イ | 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる | 賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に効率的に利用して耕作を行うと認められる。 |
| 第3号イ | 権利設定等を受ける者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる | 道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めに従事すると見込まれる。 |
| 第3号ロ | 権利設定等を受ける法人の業務執行役員等のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる | 業務執行役員等が、賃借権・使用貸借権の設定を受ける法人の行う耕作の事業に常時従事すると見込まれる。 |

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

(農地所有適格法人用)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

| (農地中間管理機構から権利設定等を受ける者) | | (確認者) |
|----------------------------|--|---|
| 上記の者について農地所有適格法人の該当状況 | | |
| (農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項) | 認可要件 | 判断理由 (注2) |
| 第2号イ | 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる | 賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に効率的に利用して耕作を行うと見込まれる。 |

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

令和元年7月13日

公益社団法人秋田県農業公社
理事 長 齋 藤 了 様

賃貸人人数が入力された場合、人数に
応じて「ほか〇名」と表示されます

〇〇市長 ▲▲ △△

契約期間の延長に伴う同意願いについて (依頼)

貴公社と農地賃貸借契約を締結している賃貸人 中間 太郎ほか18名から別紙
のとおり 契約期間を延長したい旨の同意願いがありましたので、手続きについて
よろしくお願ひします。

契約期間の延長に関する送付書類

- 1 様式第17号の1 「契約期間の延長に伴う同意願いについて (依頼)」 1部
- 2 様式第17号の2 「同意書」 3部 (関係2者及び農業委員会用)
※農用地利用集積計画の写しを添付
※農用地利用集積計画の土地の一部を延長する場合 → 2と別紙
農用地利用集積計画の土地の全部を延長する場合 → 2のみ
- 3 様式第7号の2 「機構関連事業について」 1部 (2部印刷され、うち1部は本人用)

複数人の期間延長を同時にを行うため、鑑文
を1部にとめる場合、契約延長する出し手
の人数を入力

※黄色セルに必要な事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

| | | | |
|---------|-----------|-------------|------------|
| 市町村名 | 〇〇市 | 申請日 | R1. 7. 13 |
| 受託機関名 | | 代表者役職 氏名 | 〇〇市長 ▲▲ △△ |
| 説明者所属機関 | 〇〇市農林課 | 集積公告日 | H30. 4. 1 |
| 賃貸人氏名 | 中間 太郎 | 賃貸人人数 | 19 |
| 賃貸人住所 | 〇〇市〇〇〇〇 | | |
| 「変更前」 | 存续期間 (終期) | | R10. 6. 1 |
| 「変更後」 | 存续期間 (終期) | | R20. 6. 30 |

一括印刷
(様式第17号1の1(鏡文)あり)

一括印刷
(様式第17号1の1(鏡文)なし)

※鑑文の要否に応じて、「一括印刷」ボタンを選択してください。
※複数人の期間延長を同時に行う場合、鑑文を1部にとめることが可能です。
鑑文を1部にとめる場合は、「賃貸人人数」を入力してください。
※「別紙」は、未入力の場合は印刷されませんので、一部延長する場合は、
漏れなく入力してください。

※農用地利用配分計画の存续期間延長手続きは
同意書ではできません。
様式11号で解約後、新たな促進計画を作成

機構関連事業について

- 機構関連事業について
機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。)は、農地中間管理機構が借り入れしている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基づき整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。
- 機構関連事業の内容について
(機構子エック関)
 - 機構関連事業の対象となる農用地等は、秋田県農地中間管理機構(以下「機構」といいます。)の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものです。
 - 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となつて、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備(これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。)、農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業です。
 - 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、富農状況等を考慮した上で決定されます。

○ 留意事項について

- (機構子エック関)
 - 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能である。
 - 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手方に対して必ず行われなければならないこと(法律に基づき義務)とされています。なお、本説明をもって、機構関連事業の実施について同意を求めめるものではありません。

秋田県農地中間管理機構 御中

令和 ○年 ○月 ○日

○説明者
秋田県農地中間管理機構
(業務委託機関：○○市農林課)

上記内容について説明を受けました。

○所有者

氏 名(自署) 中間 太郎

様式第17号の2 (貸貸人→公社 3部)

同意書

平成30年4月1日付け○○市公告の農用地利用集積計画により設定された利用権に関する事項について、次のとおり変更することに同意します。

- 1 土地の所在、地番、地目、面積
別紙 農地明細のとおり (農用地利用集積計画の写しを添付)
- 2 上記1に係る存続期間(終期)を令和10年6月1日から令和20年6月30日に変更する。

185

令和 年 月 日

(貸貸人)
住 所 ○○市○○○○

氏 名 中間 太郎
(自署)

(借借人)
住 所 秋田市山王四丁目1番2号
公益社団法人秋田県農業公社
氏 名 理事長 齋 藤 了

様式第17号の3

令和元年8月31日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 藤 了 様

農業再生協議会
会長

農用地利用集積計画の撤回願について（通知）

〇〇〇市◆地区において、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業の実施にあたり、別紙のとおり農用地利用集積計画の撤回の申し出がありました。

ついては、農用地利用集積計画の撤回に同意くださるようお願いいたします。

入 力 シ ー ト

農用地利用集積計画の撤回願

- 1 様式17号の3 鑑「農用地利用集積計画の撤回願について（通知）」
1部（委託先 ⇒ 公社）
※1地区につき1部
- 2 様式第17号の4「農用地利用集積計画の撤回願（貸貸人→公社→市町村）」
2部（市町村用、公社控）

3 添付書類

- (1) 撤回する農用地利用集積計画の写し
- (2) 農用地利用集積計画の土地の一部を撤回する場合 ⇒ (1) と別紙
農用地利用集積計画の土地の全部を撤回する場合 ⇒ (1) のみ

※黄色セルに必要事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

| | | | |
|-------------|----------------------------------|-------|---------|
| 市町村名 | 〇〇〇市 | 申請日 | RL.8.31 |
| 市町村長名 | ▼▼▼▼ | 集積公告日 | H31.4.5 |
| 受託機関名 | <input type="checkbox"/> 農業再生協議会 | | |
| 代表者役職 氏名 | 会長 ▼▼▼▼ | 地区名 | ◆地区 |
| 貸貸人住所 | 〇〇〇市△△字□□番 | | |

一括印刷
(様式第17号の3(縦文)あり)

一括印刷
(様式第17号の3(横文)なし)

※縦文の要否に応じて、「一括印刷」ボタンを選択してください。
※「別紙」は、未入力の場合は印刷されませんので、一部撤回する場合は、漏れなく入力してください。

農用地利用集積計画の撤回願

令和元年8月31日

〇〇〇市長 ▼▼ ▼▼ ▼▼ 様

申請者(賃貸人)
住 所 〇〇〇市△△字□□111番

氏 名 中 岡 太 郎
(申 請 者)

申請者(賃借人)
住 所 秋田市山王四丁目1番2号

氏 名 公益社団法人 秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了

旧農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定により、平成31年4月5日付け〇〇〇市で公告された農用地利用集積計画の下記の土地について、公告の撤回をお願いします。

1 対象の土地

| 別紙のとおり | 所 在 | 地 番 | 地 目 | 面 積 |
|--------|-----|-----|-----|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

2 撤回を願う理由
土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定による土地改良事業の実施にあたり、従来の農地中間管理権を解消した上で、15年以上の農地中間管理権の再設定を行うことが必要なため。

3 撤回後の土地の利用計画
農地中間管理機構が農地中間管理権を再設定し、同機構から[※]農用地等の配分を受けた転借人が農用地等として利用する。

※ 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第2項

4 撤回の効力発生日
撤回の公告を行なった日

様式第18号の入力シート

農地一時転用の同意願いに関する送付書類

- 1 農地一時転用の同意願いについて(通知) 受託機関 → 公社
- 2 農地一時転用の同意願いについて(申請) 出し手・受け手 → 公社
- 3 農地明細書「別紙」
- 4 添付書類
一時転用の内容が確認できる書類
(一時転用に係る計画や図面など)

※水色セルに必要事項を入力してください。

| | | |
|-------|-------------|----------|
| 通知年月日 | R2.5.1 | 令和2年5月1日 |
| 通知機関名 | 〇〇市農業委員会事務局 | |

| | | |
|-----------|-------------|------------|
| 出し手(集積計画) | | |
| 公告市町村 | 〇〇市 | |
| 公告日 | H30.1.15 | 平成30年1月15日 |
| 出し手氏名 | 中岡 太郎 | |
| 出し手住所 | 〇〇市〇〇〇〇10番地 | |

| | | |
|--------------|--------------|------------|
| 受け手(集積・配分計画) | | |
| 公告日 | H30.3.28 | 平成30年3月28日 |
| 受け手氏名 | 中間 次郎 | |
| 受け手住所 | 〇〇市〇〇〇〇987番地 | |

転用

| | | |
|-------|--------------------|-----------|
| 転用終了日 | R3.3.31 | 令和3年3月31日 |
| 転用の理由 | 公共工事に係る〇〇として使用するため | |

※農地明細は「別紙」シートに直接入力してください。



令和2年5月1日

様式第18号 (出し手・受け手→公社 1部) 令和2年5月1日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 齋藤了 様

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 齋藤了 様

農地一時転用の同意願いについて(申請)

このことについて、平成30年1月15日付け公告により、利用権の設定された別紙農地について、一時転用をしたいので同意願います。

(出し手)
住所 ○○市○○○10番地

氏名
(目書)

農地一時転用の同意願いについて (通知)

(受け手)
住所 ○○市○○○987番地

氏名
(目書)

貴公社と農地賃貸借契約を締結している出し手 中間 太郎 及び受け手 中間 次郎 から別紙のとおり農地の一時転用の同意願いがありましたので、手続きについてよろしくお願います。

記

- 1 転用の期間 農地法許可日から令和3年3月31日まで
- 2 変更の理由 公共工事に係る○○として使用するため

上記申請について同意します。
なお、許可後速やかに許可書の写しを提出してください。
また、転用事業完了後は完了届の写しを提出してください。

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 齋藤了

○○市農業委員会事務局

特定貸付けを行った旨の証明書

| | | | | | |
|---|---------------|-------|-----|-------------|---|
| | 証 明 願 | 令 和 | 年 | 月 | 日 |
| 公益社団法人秋田県農業公社 理 事 長 齋 藤 了 様 | | | | | |
| | | 申 請 者 | 住 所 | | |
| | | | 氏 名 | | |
| 記 | | | | | |
| 租税特別措置法第70条の4の2第1項の適用を受けるため、同法第70条の4第1項の規定の適用を受けるト記の農地等について行われた貸付けが、同法第70条の4の2第1項各号に掲げる農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明願います。 | | | | | |
| | 所 在 地 番 | 地 目 | 面 積 | 貸付けが行われた年月日 | |
| | ※別紙のとおり | | | | |
| 上記の農地等について行われた貸付けが、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明する。 | | | | | |
| 秋農公一 | — | 年 | 月 | 日 | |
| 令 和 | 公益社団法人秋田県農業公社 | | | | |
| | 理 事 長 齋 藤 了 | | | | |

公益社団法人秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

(業務委託先名)

贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書について

貴公社と農地貸借契約を締結している者から、別紙のとおり依頼がありましたので、手続きについてよろしくお願ひします。

特定貸付けを行った旨の証明書

| | | | | | |
|--|-------|-----|------------------------------|---|---|
| | 証 明 願 | 令 和 | 年 | 月 | 日 |
| 公益社団法人秋田県農業公社 理 事 長 齋 藤 了 様 | | | | | |
| 申請者 | | 住所 | | | |
| 氏名 | | 氏名 | | | |
| 記 | | | | | |
| 租税特別措置法第70条の6の2第1項又は第3項の適用を受けるため、同法第70条の6第1項の規定の適用を受けるト記の農地等について行われた貸付けが、同法第70条の6の2第2項各号に掲げる農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明願います。 | | | | | |
| 所在地番 | 地目 | 面積 | 貸付けが行われた年月日 | | |
| ※別紙のとおり | | | | | |
| 上記の農地等について行われた貸付けが、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明する。 | | | | | |
| 秋農公一 | — | 年 | 月 | 日 | |
| | | | 公益社団法人秋田県農業公社 理 事 長 齋 藤 了 | | |

事 務 連 絡
令 和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

(業務委託先名)

相続税の納税額予の特定貸付けに関する届出書について

貴公社と農地貸借契約を締結している者から、別紙のとおり依頼がありましたので、手続きについてよろしくお願ひします。

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤 了 様

市 町 村 長 印

農地中間管理機構が借受けをしない農用地等について（証明願）

●● 年 月 日付で、貸付希望農用地等の登録申請があった農地のうち、下記の農用地等については、次の理由により農地中間管理機構が借受けをしない旨を証明願います。

- 当該区域に借受希望者がいない。
- 借受希望者との交渉の結果、条件面で折り合わなかった。
- 差押・土地改良区賦課金の滞納等があった。
- その他（ ）

1 所有者の住所、氏名

住所：

氏名：

戸籍関係書類の原本選付について（依頼）

今回、農地中間管理事業による農地の貸借にあたり、戸籍関係書類を送付しましたが、原本を選付してくださいをお願いします。

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤 了 様

(申請者)

住 所 _____
氏 名 _____

戸籍関係書類の原本選付について（依頼）

今回、農地中間管理事業による農地の貸借にあたり、戸籍関係書類を送付しましたが、原本を選付してくださいをお願いします。

| 番号 | 市町村名 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 面積(m ²) |
|----|------|----|---|----|----|---------------------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |

※添付書類：様式第5号の1「貸付希望農用地等の登録申請書」の写し

上記の農用地等について、現時点では農地中間管理機構が借受けしないことを証明します。

秋 農 公 一
令 和 年 月 日

(秋田県農地中間管理機構)
公益社団法人 秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了

令和 年 月 日

公益社団法人 秋田県農業公社

理事長 齋藤了様



〇〇市町村農業委員会 会長 ●●●●

農用地利用集積等促進計画の策定について (要請)

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、
農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請します。

<添付資料>

農用地利用集積等促進計画 (案)

令和 年 月 日

公益社団法人 秋田県農業公社

理事長 齋藤了様



〇〇市町村農業委員会 会長 ●●●●

農用地利用集積等促進計画の策定について (要請)

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、
農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請します。

<添付資料>

農用地利用集積等促進計画 (案)

農業委員会からの要請文書に原本を添付し機構へ提出

参考様式6号の2

令和 年 月 日

(秋田県農地中間管理機構)
公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤 了 様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇
(公 印 省 略)

農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

このことについて、次により意見を提出します。

【意見】
(意見なしの場合)

〇〇市町村農業委員会が作成した農用地利用集積等促進計画(案)の内容は、地域計画の達成に資するものとなっているため、意見はありません。

(意見ありの場合)

〇〇市町村農業委員会が作成した農用地利用集積等促進計画(案)の内容は、地域計画の達成に資するものとなっております。
理由：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため。

参考様式6号の1

令和 年 月 日

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 様

〇〇市町村農業委員会 会長 〇〇 〇〇

農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の提出について(依頼)

このことについて、別添の農用地利用集積等促進計画(案)に対する、農地中間管理機構あての意見を提出くださるようお願いいたします。

【添付資料】

農用地利用集積等促進計画(案)